2011年1月

ED/2009/12「金融商品:

償却原価及び減損」への補足

# 金融商品:減損

コメント募集期限:2011年4月1日



## 補足文書

金融商品:減損

コメント募集期限:2011 年 4 月 1 日

公開草案への補足 ED/2009/12 Financial Instruments: Impairment, a supplement to the exposure draft Financial Instruments: Amortised Cost and Impairment, is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued in final form as International Financial Reporting Standards (IFRS). Comments on this supplementary document (including Appendix Z) and the Basis for Conclusions should be submitted in writing so as to be received by 1 April 2011. Respondents are asked to send their comments electronically to the IFRS Foundation website (www.ifrs.org), using the 'Comment on a proposal' page.

All responses will be put on the public record unless the respondent requests confidentiality. However, such requests will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence.

The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

Copyright © 2011 IFRS Foundation®

All rights reserved. Copies of the supplement document and Basis for Conclusions may be made for the purpose of preparing comments to be submitted to the IASB, provided such copies are for personal or intra-organisational use only and are not sold or disseminated and provided each copy acknowledges the IFRS Foundation's copyright and sets out the IASB's address in full. Otherwise, no part of this publication may be translated, reprinted or reproduced or utilised in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/'Hexagon Device', 'IFRS Foundation', 'eIFRS', 'IAS', 'IASB', 'IASC Foundation', 'IASCF', 'IFRS for SMEs', 'IASs', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'International Accounting Standards', 'International Financial Reporting Standards' and 'SIC' are Trade Marks of the IFRS Foundation.

Additional copies of this publication in English may be obtained from:

IFRS Foundation Publications Department,

1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

# 補足文書

金融商品:減損

コメント募集期限:2011年4月1日

公開草案に対する補足文書 ED/2009/12 「金融商品:減損」は、公開草案「金融商品:償却原価及び減損」の補足文書であり、コメントを求めることのみを目的に、国際会計基準審議会(IASB)が公表したものである。この提案は、国際財務報告基準(IFRS)として最終の形となる前に、受け取ったコメントを考慮して修正されることがある。本補足文書(付録  $\mathbf{Z}$  を含む)及び結論の根拠に対するコメントは、 $\mathbf{2011}$  年  $\mathbf{4}$  月  $\mathbf{1}$  日までに届くよう、文書で提出されたい。回答者は、IASBのウェブサイト(www.ifrs.org)に、'Comment on a proposal' のページから電子的にコメントを提出するよう求められる。

すべての回答は公開の記録に掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外であるが、そのような要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。

IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本出版物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控える者に生じる損失については、たとえそれが過失などによるものであっても、責任を負わない。

#### コピーライト © 2011 IFRS Foundation®

すべての権利は保護されている。本補足文書及び結論の根拠のコピーは、そのコピーが個人的又は組織内部だけの使用で、販売もしくは配布されることがなく、また、それぞれのコピーが IFRS 財団の著作権であることを識別でき、かつ、IASBのアドレスを完全に表示している場合に限って、IASB へ提出されるコメントを作成する目的で作成可能である。そうでない場合、本出版物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法(現在知られているものも今後発明されるものも)であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

本出版物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。

# **S**IFRS™

IFRS 財団ロゴ/IASB ロゴ/'Hexagon Device'、'IFRS Foundation'、'eIFRS'、'IAS'、'IASB'、'IASC Foundation'、'IASCF'、'IFRS for SMEs'、'IASs'、'IFRIC'、'IFRS'、'IFRSs'、'International Accounting Standards'、'International Financial Reporting Standards' 及び 'SIC' は IASCF の 商標である。

## 本出版物の英語版の追加のコピーは、IFRS 財団から入手できる。

IFRS Foundation Publications Department

1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

目次	
イントロダクション 共同のコメントの募集	項 IN1-IN27
共同補足文書「金融商品:減損」	
範 囲 金融資産のオープン・ポートフォリオ(プール)の減損	1 2-4
付 録 A 用語の定義 B 適用指針 設 例	
結論の根拠	
イントロダクション	BC1-BC10
範囲	BC11-BC13
当初の減損の提案の目的	BC14-BC24
IASB	BC14-BC18
FASB	BC19-BC24
FASB の当初の公開草案に寄せられたコメント	BC25-BC29
IASB の再審議	BC30-BC55
実効金利の算定と予想信用損失の考慮を別々に行うこと(分離)	BC34-BC45
信用損失の認識の区分	BC46-BC53
全体的なアプローチ	BC54-BC55
共同の再審議	BC56-BC65
コンバージェンスの議論の前の主目的に基づくアプローチ	BC66-BC86
IASB	BC69-BC77

FASB

IASB のみ 付録 Z 表示及び開示

BC78-BC86

## イントロダクション

## 背 景

- IN1 2008 年 10 月に、世界的な金融危機から生じている報告上の問題を取り扱う共同のアプローチの一環として、国際会計基準審議会 (IASB) と米国財務会計基準審議会 (FASB) は、金融危機諮問グループ (FCAG) を設置した。FCAGには、財務報告の改善により投資家の金融市場に対する信頼をどのように高めることができるかの検討が要請された。2009 年 7 月に公表した報告書の中で、FCAGは、会計基準とその適用における主要な弱点として、貸付金(及び他の金融商品)に関する損失の認識の遅れと複数の減損アプローチの複雑さを指摘した。FCAGの提言の 1 つは、発生損失モデルに代えて、もっと将来に着目した情報を使用する代替案を探究することであった。
- IN2 2009 年 4 月に、世界的な金融危機に対応した作業の結果として受け取った意見や情報を検討した上で、また、G20 の指導者の結論や金融安定理事会など他の国際機関の提言を受けて、IASB と FASB は、それぞれの金融商品の基準を置き換える日程の加速化を発表した。その結果として次のことが行われている。
  - 2009年11月にIASBは、金融資産の分類及び測定に関するIFRS第9号「金融商品」を公表した。
  - これも 2009 年 11 月に、IASB は公開草案「金融商品: 償却原価及び減損」(このテーマに関する IASB の当初の公開草案)を公表し、金融資産の減損を含めた償却原価測定に関する要求事項を提案した。本補足文書は、その信用減損のガイダンスに関する当該公開草案への若干の変更を提案し、コメントを募集するものである。
  - 2010年5月に FASB は金融商品の会計処理に関する会計基準更新書案を公表 した。これには、分類及び測定、信用減損、並びにヘッジ会計の要求事項が 含まれている。
  - 2010年10月にIASBはIFRS第9号に、金融負債の分類及び測定に関する 要求事項を追加した。
  - 2010 年 12 月に IASB は公開草案「ヘッジ会計」を公表した。これは IAS 第 39 号「金融商品:認識及び測定」におけるヘッジ会計の要求事項への包括的 な変更を提案している。FASB はこれらの提案を米国内でのコメントを求める

#### FINANCIAL INSTRUMENTS: IMPAIRMENT

ために公表する準備をしている。米国会計基準 (US GAAP) において同様の変更を行うべきかどうか検討するためである。

- IASB はポートフォリオ・ヘッジ会計の複雑な論点の取扱いに関する作業を続けている。

FASB は、金融商品の分類及び測定に関する再審議を 2010 年 12 月に開始した。 それらの議論を今後数か月継続する予定である。FASB が、分類及び測定に関する 提案について何らかの変更を決定した場合には、両審議会は、残った差異を明確 にするとともに、その差異を減らすか又は他の方法で比較可能性を高めることが できるかどうか、また、どのようにしてそうできるかを検討する。

IN3 当初の減損の提案を再審議する際に、それぞれの審議会は、当初の提案の変形となる減損の会計処理のモデルの開発に着手した。しかし、IASBと FASBは、金融商品の会計処理において国際的に比較可能性を高めることを公約している。特に、金融資産の減損の会計処理について共通の解決を追求することを公約している。この特定の論点について共通の解決を達成することの重要性が、両審議会の関係者により強調されてきた。本補足文書が提示している減損モデルは、減損についての共通の解決を達成しつつ、減損の会計処理に関する両審議会の個々の目的の少なくとも一部を満たすことができると両審議会が考えているものである。本補足文書に対して寄せられるコメントは、両審議会が金融資産の減損の会計処理に関する継続的な共同検討を行う際に役立てることを意図している。

## 当初の提案の目的

IN4 IASBと FASBは、信用減損に関する当初の提案を、金融商品の分類及び測定に関するそれぞれの決定を予期して開発した。両審議会の減損に関する当初の提案の主要な目的は、次に示すものである。これらの主目的は、再審議の間にそれぞれの審議会で変わらなかった。以下の各項は、両審議会の個々の見解を説明し、それに続いて、共通の解決を開発するために各審議会の主要な目的の一部を取り入れる共通の提案にどのように達したのかを説明している。

## IASB の見解

IN5 公開草案「金融商品:償却原価及び減損」における IASB の主目的は、当初の貸倒予想を実効金利の算定の一部として反映することであった。この方が融資活動の経済的実質をより良く反映すると IASB は考えたからである。IASB は、減損を、当初認識後における償却原価での金融資産の測定の一部として考えた。したがって、

IASB はすべての予想信用損失を直ちに認識することを適切とは考えなかった。 IASB の当初の公開草案は、貸倒引当金だけを取り出して見ていなかった。 IASB が当初に提案したアプローチは、当該金融商品の存続期間にわたっての予想キャッシュ・フローを見積ることを企業に要求していた。 IASB がこのアプローチを提案したのは、次の理由による。

- (a) 財務諸表に認識される金額が、企業が融資の意思決定を行う際の当該資産の 価格設定(すなわち、貸倒の予想を考慮して賦課される金利)を反映したものとなる。これに対し、現行の発生損失アプローチでは、金利収益(及びもっと一般的には収益性)が前倒しとなる。金利収益が当初の予想信用損失を 無視しており、後日になって、損失事象の結果として減損の客観的証拠が生じた時に予想信用損失を認識するからである。
- (b) 提案している減損アプローチは、一般的に IAS 第 39 号の発生損失減損モデルよりも信用損失の認識が早まる(すなわち、信用損失の認識を遅らせる方向への系統的な偏りが避けられる)。言い換えれば、観察可能な損失事象が発生した後に信用損失の影響を考慮するという要求が削除されることとなる。

## FASB の見解

- IN6 当初に提案したアプローチにおける FASB の目的は、引当金の残高が金融商品の残りの存続期間に係る信用損失見積額の全額を十分にカバーできるようにすることであった。したがって、FASB が当初に提案したアプローチでは、金融商品の存続期間にわたって回収が見込まれないキャッシュ・フローを見積って、関連する金額を見積りの期間に直ちに認識することを企業に要求することとなる。FASB がこのアプローチを提案したのは、減損についての現行のガイダンスに関する懸念を解決するものだと考えたからである。それは、引当金が最も必要とされる景気後退サイクルの初期において最も低い水準となる傾向があるという点(「少なすぎ、遅すぎる」という懸念)である。すべての信用損失を直ちに認識することにより、引当金勘定の残高は、当該金融資産の残りの存続期間に回収されるとは予想されないキャッシュ・フローに基づく信用損失見積額となる。これは、当該勘定が、損失の時期に関係なくこのような信用損失見積額の全額を十分にカバーできることを意味していた。
- IN7 FASB は、契約上の金額(創出した金融資産の場合)又は回収できると当初に見込まれた金額(購入した金融資産の場合)が、全部は回収できないと予想される場合には、企業は信用減損を純損益に認識すべきだと考えた。さらに、減損損失を金融資産の存続期間にわたって配分することは不適切だと FASB は考えた。言い換え

#### FINANCIAL INSTRUMENTS: IMPAIRMENT

れば、全部は回収できないと企業が予想している場合には、損失が存在しており、直ちに損失を認識すべきである。

## 共通の解決の達成

- IN8 両審議会の関係者は、減損の会計処理について共通の解決を得ることの重要性を一貫して強調してきた。これを達成するために、両審議会は両者の異なる目的(IN5 項から IN7 項に示されている)を議論するのに多大の時間を費やした。共通の目的が達成できるかどうかを判断するためである。
- IN9 両審議会はそれぞれ減損の会計処理に関する互いの主目的に共感している。しかし 各審議会は、自らの主目的を強調し続けてきた。
- IN10 IASBは、金融資産の価格設定と予想信用損失との間の関係を反映することの重要性を強調し続けてきた。当初の公開草案に対して寄せられた情報の結果として、IASBは金融資産のオープン・ポートフォリオについての修正提案を開発した。運用可能な方法で当初の公開草案の結果を概算することを目的としたものである。このアプローチは、金融資産の価格設定と予想信用損失との間の結び付きを維持するという IASBの全体的な目的に引き続き合致している。しかし、状況によっては、予想信用損失が金融資産の存続期間の初期に集中している場合のように、IASBの提案したアプローチでは、損失が発生した時点で予想損失を十分にカバーできる減損引当金が認識されないおそれがあるということも IASB は認識した。
- IN11 FASBは、貸倒引当金の金額が、予想信用損失の発生前にそれらをカバーするのに十分となるようにすることを重視し続けてきた。FASBが IASBと共同で下した結論では、企業は、予想信用損失の見積りを作成するにあたって、過去の実績データと現在の経済状況とともに、将来の事象及び経済状況に関する合理的で裏付け可能な予測を考慮すべきである。企業が予想信用損失を作成する際に将来の事象及び状況を考慮する能力に関してのコメントに対応するとともに、FASBは当初の提案に対して寄せられた他のいくつかのコメントにも対応した。FASBは、近い将来又は予見可能な将来に発生が見込まれる信用損失を、資産の予想残りの存続期間にわたってではなく、直ちに認識することとなるモデルの開発を開始した。この目的上、「予見可能な将来」とは、当該期間に係る事象及び状況の具体的な予測の根拠となる合理的で裏付け可能な情報が存在している将来の期間をいう。
- IN12 この文書に示した共通の提案は、上記のような両審議会のそれぞれの主目的を部分的に満たす性質のものである。IASB が開発していたモデルを組み込んでいるが、

最小限の引当金残高(すなわち「フロアー」)を設定するという要求事項を導入しており、これは減損引当金の十分性に関する FASB の主な懸念に対応している。期間比例配分のアプローチは、金融資産の価格設定と予想信用損失との間の関係を反映するという IASB の主要な関心事に対応している。したがって、本補足文書におけるモデルは、両審議会が合意した共通の提案を反映しており、減損に関する両者の継続的な共同審議のためにさらに情報を得るために公表するものである。

IN13 両審議会は、減損の会計処理について共通の解決に至ることの重要性を認識して、この文書に示したモデルを提案している。両審議会の考えでは、現時点で、共通の提案及び両者が別々に開発しているモデルについて関係者からのコメントを求めることは、一緒に前進するために不可欠であり、共通の結果に至る最善の機会を両審議会に提供するものとなる。IASBと FASB が別々に開発していたモデルについての詳細の情報は、結論の根拠で示している。

## 本補足文書を公表する理由

- IN14 IASB と FASB は、この文書で説明している減損モデルに関する意見を募集している。両審議会の目的に対応する共通のアプローチを開発するのに役立てるためである。この文書は、主として予想信用損失の認識の時期を扱っている。この文書のコメント期間中に、IASB と FASB は減損モデルの他の側面に関するそれぞれの議論を続ける。さらに、この文書で説明している共通の提案の運用上の実行可能性と有用性に関する情報を得るために、追加的なアウトリーチを行う。
- IN15 IASBの当初の公開草案に対するコメント提出者の多くは、新しい減損アプローチは、現行の発生損失モデルよりも、もっと将来に着目し予想信用損失を基礎としたものとすべきであることに同意した。大半のコメントは公開草案で提案された予想キャッシュ・フロー・モデルを原則的には支持したが、特にオープン・ポートフォリオに関しては、運用上困難なために適用できないと考えた人々が多かった。さらに、短期の売掛金の減損については、より広い収益認識の文脈で考慮すべきだと考えた人々が多かった。
- IN16 その結果、IASB は 2010 年 7 月に再審議を開始する際に、オープン・ポートフォリオの減損について識別されている重大な運用上の課題への対処方法を議論するところから始めた。これらの再審議の目標は、運用上最も複雑な領域としてのオープン・ポートフォリオに関する減損モデルの主要な特徴を作り上げることであった。それに続いて、IASB は当該モデルの将来を検討し、オープン・ポートフォリオ以外の状況における金融商品(例えば、個別の金融商品及びクローズド・ポートフォ

リオ)にどのように適用できるかを検討することとなる。

- IN17 当初の公開草案に対して IASB が受け取った情報により、統合化した実効金利(予想信用損失を織り込んだもの)が、運用上の複雑性の発生源であることが明確になった。 IASB のみの再審議の一環として、IASB は、実効金利の算定の際には予想信用損失を除外する(すなわち、統合化しない実効金利(「分離(ディカップリング)」した実効金利)を使用する)ことを決定した。
- IN18 FASBの提案のコメント期間が 2010 年 9 月に終了した後、IASB と FASB は共通の減損モデルを作成することを目標に、減損について共同での議論を開始した。 IASB のみでの再審議で、本補足文書の付録に記載しているいくつかの決定が行われたが、それらの決定については両審議会の日程の相違により FASB ではまだ公式に議論されていない。
- IN19 本補足文書は、減損モデルをオープン・ポートフォリオの文脈で扱っている。他の 状況における減損は扱っていない。下記のとおり、両審議会はそれぞれの当初の公 開草案について広範なコメントを受け取っている。それらのコメントの一部は今後 の審議の中でなお検討を要する。本補足文書は、信用減損モデルのみを扱っており、 より一般的に償却原価や金利収益を扱うことはしていない。

## まだ再審議していない提案

- IN20 両審議会は、両者のそれぞれの当初の公開草案における提案の全部を再審議したわけではない。まず最初に運用上最も課題の多い領域(すなわち、オープン・ポートフォリオ)を取り扱って、モデルのこの側面に関する追加的な情報を得たいと考えたからである。その結果、この文書はオープン・ポートフォリオに関する予想信用損失の認識の時期に焦点を当てている。例えば、両審議会は次のような点について多くのコメントを受け取っているが、まだ再審議を行っていない。
  - (a) オープン・ポートフォリオの一部ではないか又は個別に評価されている金融 資産、他の問題債権、購入した貸付金、短期の売掛金に関する信用減損の要 求事項、及び債券に対する投資に固有の論点(特に、単一の減損モデルとす べきか、あるいはいくつかの異なる減損モデルを十分に正当化できるか)
  - (b) 信用損失の測定方法。このテーマは測定の別の側面に関係する。例えば、割引後の金額と割引前の金額のいずれを使用すべきか、信用損失の見積りは期待値とすべきかどうかなどである。
  - (c) IASB については、ストレス・テスト、金融資産の組成及び満期(ビンテージ

#### SUPPLEMENT TO EXPOSURE DRAFT JANUARY 2011

情報)並びに信用度に関する開示要求案

- (d) 「直接減額 (write-off)」(及び IASB については「不履行 (non-performing)」) の定義案
- (e) 償却原価測定の目的及び減損モデルが当該測定にどのように関連するか
- (f) 金利収益の認識
- IN21 現行の US GAAP 及び FASB の当初の公開草案に照らすと、若干の追加的な論点 を FASB が再審議する必要がある。そうした論点として次のようなものがある。
  - (a) 購入した貸付金及び問題債権の再構成で条件が変更された貸付金についての 信用減損の要求事項、並びにこうした種類の貸付金について異なる減損モデ ルが正当化されるかどうか
  - (b) 金利収益の認識に関しての「不発生 (non-accrual)」の考え方を最終的な信用減損モデルに含めるべきかどうか
  - (c) 表示及び開示
- IN22 上記のリストは網羅性を意図したものではなく、この文書が減損プロジェクトの全体的な再審議の中でどのように位置づけられるのかを示したものである。両審議会は、これらの論点を再審議するために、それぞれの当初の公開草案とアウトリーチ活動に対して受け取った情報を用いるとともに、一部の論点(IN20項(a)及びIN21項(a)に示した項目など)については、この文書に対して得た追加的な情報を使用する。両審議会は、これらの再審議の完了は本補足文書の公表の前提条件ではないと考えている。この文書はオープン・ポートフォリオのみに関しての減損損失の認識時期に焦点を当てたものだからである。両審議会の考えでは、この特定の側面について意見を募集することは、このプロジェクトを前進させるための最も的を絞った効率的な方法である。両審議会は、この文書に含まれていないが当初の公開草案に基づいて再審議する予定の論点については、追加的なコメントを要請していない。

#### 本補足文書の内容

IN23 この共同の補足文書で提案しているガイダンスに加えて、IASB は減損モデルの影響を受ける表示及び開示に関するガイダンスを再審議した。FASB はそれらのテーマの再審議をまだ行っていない。したがって、表示及び開示に関するイントロダクション、コメントの募集、提案、適用指針及び結論の根拠は、補足文書へのIASBのみの別個の付録として付録 Z に記載している。共同の補足文書への付録として

#### FINANCIAL INSTRUMENTS: IMPAIRMENT

記載されているが、付録 Z は IASB においては共同の補足文書と同等の地位を有する。

IN24 本補足文書における提案は、金融商品の会計処理に関する IFRS と US GAAP の 要求事項を改訂する IASB と FASB のプロジェクトの一部となる。IFRS について は、これらの提案は、IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトの第 2 フェーズの完 了後に、IASB の当初の公開草案に含まれていた償却原価測定に関する提案と結合 される。US GAAP については、これらの提案は、FASB の当初に提案した更新書に含まれていた金融商品の会計処理に関する残りの部分に関する提案と結合される。提案の完全なセットは、他の IFRS 及び FASB 会計基準コード体系(IFRS と US GAAP に関するガイダンスを含む)の必然的修正も生じることとなる。読者の 便宜のため、共同の補足文書(結論の根拠を含む)はこの冊子で示し、それに付録 Z (IASB のみの議論を含んでいる)を続ける形としている。

## 次のステップ

- IN25 両審議会は、この文書における提案を、金融資産の減損の会計処理に関する要求事項の共通化を実現する目的で、共同で再審議する予定である。本補足文書についてコメントを募集する間に、両審議会は当初の公開草案に寄せられたコメントを利用して、本補足文書の提案が影響しない部分の再審議を継続する。
- IN26 IASBは、ここでの減損の提案(本補足文書と付録 Z の提案を含む)と IASB の当初の公開草案からの償却原価測定の提案とを結合した IFRS を、2011 年 6 月までに公表することを予定している。しかし、IASBは、当該 IFRS をいつ強制適用とするかや、早期適用を認めるかどうかについて、まだ再審議をしていない。IASBの当初の公開草案に寄せられたコメントに基づき、IASBはこの提案の実施には相当の準備期間が必要となるかもしれないことを認識している。IASBは、意見募集「発効日及び移行方法」に対して寄せられたコメントも考慮する。
- IN27 FASBは、信用減損モデルを含んだ最終の更新書を2011年に公表する予定である。

## 共同のコメントの募集

両審議会は本補足文書の中のすべての事項、特に次の各項に示した質問についてコメントを募集している。コメント提出者は、質問のすべてにコメントする必要はない。コメントは次のようなものであれば非常に有用である。

- (a) 記載された質問に回答している
- (b) そのコメントが関連する具体的な項を明記している
- (c) 明確な論拠を含んでいる
- (d) 該当のある場合、両審議会が考慮すべき代替案を記述している

両審議会は、IAS 第39号、IFRS 第9号又はUS GAPPにおける本補足文書で扱っていない側面についてはコメントを求めていない。

コメントは2011年4月1日までに到着するように文書で提出されたい。

## 全 般

IFRS と US GAAP における現行の減損モデルに関して指摘されてきた重要な弱点は、金融 資産に関する信用損失の認識が遅れることである。

本補足文書は、オープン・ポートフォリオの中の金融資産に係る減損モデルについての改訂したアプローチを提案しており、そこでは金融資産の当初認識により信用損失を認識することとなる。認識の時期は、補足文書の第2項、第3項及びB2項からB4項に記載している2つのグループへの金融資産の区分に応じて異なってくる。

#### 質問1

補足文書に示した減損の認識に関するアプローチはこの弱点(すなわち、信用損失の認識 の遅れ)に対処していると考えるか。そう考えない場合、提案されているモデルをどのよ うに修正すべきだと考えるか。その理由は何か。

## 範囲―オープン・ポートフォリオ

この文書の範囲はオープン・ポートフォリオの中で管理されている金融資産に限定されている。しかし、両審議会は、本補足文書及び IASB と FASB が公表した当初の提案に対し

て寄せられたコメントを使用して、すべての金融資産に単一の減損モデルを適用すべきか、 それとも複数の減損モデルを正当化する相違があるのかを判断する予定である。したがっ て両審議会は、この文書で示した提案が、クローズド・ポートフォリオ、単一の金融商品 及び他の種類の金融商品に適用できるかどうかについての意見を求めている。

### 質問2

本補足文書で提案している減損モデルは、オープン・ポートフォリオと同様に、クローズド・ポートフォリオや他の金融商品について、少なくとも運用可能であるか。 賛成又は反対の理由は何か。

本補足文書は提案しているアプローチがオープン・ポートフォリオに適合しているかどうかに関する意見を求めるものであるが、両審議会は、単一の資産及びクローズド・ポートフォリオに関する適合性についてのコメント及びすべての関連する金融資産について単一の減損アプローチとすることがどのくらい重要かに関するコメントも歓迎する。

## 信用損失の認識の区分(第2項、第3項及びB2項からB4項)

この文書では、オープン・ポートフォリオのベースで管理されている金融資産を、減損引当金算定の目的上、信用特性に基づいて 2 つのグループに区分することを提案している。一方のグループについては、予想信用損失の金額全体が減損引当金に認識される(このグループは、しばしば「バッドブック」(bad book)と呼ばれる)。他方のグループ(しばしば「グッドブック」(good book)と呼ばれる)については、予想信用損失は一定の期間にわたってポートフォリオ・ベースで認識される。その金額は、期間比例配分された予想信用損失(ポートフォリオの経過期間に応じて決まる)と予見可能な将来の期間内(最低 12 か月)に発生が予想される信用損失とのいずれか高い方となる。

#### 質問3

「グッドブック」の中の金融資産については、上述のようなアプローチで減損引当金を認識することが適切であることに同意するか。 賛成又は反対の理由は何か。

#### 質問 4

提案している期間比例配分の減損引当金算定のアプローチは運用可能か。 賛成又は反対の 理由は何か。

#### 質問5

提案しているアプローチは意思決定に有用な情報を提供するか。そうでないとすれば、提

案をどのように修正するか。

金融資産を予想信用損失の全額が認識されるグループ(すなわち、「バッドブック」)に入れるべきかどうかの判定に関する原則は、第3項で次のように説明されている。

金融資産(又は金融資産のグループ)の回収可能性が不確実となって、当該資産 又はグループに関する企業の信用リスク管理目的が、債務者から定期的な支払を 受けることから、当該金融資産の全部又は一部の回収へと変化した場合には、予 想信用損失を一定の期間にわたって認識することはもはや適切でない。

したがって、金融資産は、企業の内部的なリスク管理に従って、2つのグループ(すなわち、「グッドブック」と「バッドブック」)に含められ、それらの間で振替が行われる。

#### 質問 6

減損引当金算定の目的上2つのグループ(すなわち、「グッドブック」と「バッドブック」) を区別するという要求は、明確に記述されているか。そうでないとすれば、どのようにしてもっと明確に記述できるか。

### 質問 7

減損引当金算定の目的上2つのグループ(すなわち、「グッドブック」と「バッドブック」) を区別するという要求は、運用可能あるいは監査可能なものか。そうでないとすれば、ど のようにしてもっと運用可能あるいは監査可能にできるか。

#### 質問8

減損引当金算定の目的上2つのグループ(すなわち、「グッドブック」と「バッドブック」) を区別するという要求事項案に同意するか。同意しない場合、どのような要求事項を提案 するか。その理由は何か。

## 最低限の減損引当金(第2項(a)(ii))

この文書は、信用損失の認識を、金融資産の 2 つのグループへの分類(しばしば「グッドブック」及び「バッドブック」と呼ばれる)に応じて区別することを提案している。「バッドブック」については、引当金の金額は常に当該グループ内の金融資産についての存続期間全体の予想信用損失と等しくなる。第2項(a)(ii)では、期間比例配分された減損引当金(すなわち、「グッドブック」に係るもの)は最低引当金額(「フロアー」)を下回ってはならないとしている。これは、この引当金額が少なくとも近い将来の予想信用損失をカバーする

ことを確保するものである。このフロアーは、予見可能な将来(企業の報告日から 12 か月以上とする必要がある)に発生が予想される信用損失の金額とすることが提案されている。 FASB が開発していたモデルは、この「フロアー」のアプローチと整合的であるが、FASB は「12 か月以上」という最低限は提案していなかった。

#### 質問9

両審議会は、このモデルで要求されることとなる最低引当金額(フロアー)についてコメントを募集している。特に、次の論点についてである。

- (a) 「グッドブック」に関する減損引当金についてフロアーを要求するという提案に同意 するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) これに代えて、早期に損失が発生するパターンの証拠がある状況にのみ、「グッドブック」に関する減損引当金についてのフロアーを企業に要求すべきだと考えるか。
- (c) 賛成の場合、さらに最低引当金額を予見可能な将来(12か月以上)に発生が予想される損失を基礎として算定すべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。 反対の場合には、最低引当金額をどのように算定するのがよいか。その理由は何か。
- (d) 予見可能な将来に関して、予想損失の見積りを作成する際に考慮した期間は、経済状況の変化に基づいて変化するか。
- (e) 予見可能な将来の期間(信用減損モデルの目的上の)は、通常は12か月以上の期間だと考えるか。 賛成又は反対の理由は何か。回答の根拠となるデータ(これに当てはまると考えられる具体的なポートフォリオの詳細を含む)を示していただきたい。
- (f) 予見可能な将来の期間が通常は 12 か月以上の期間であることに賛成の場合、比較可能性を高めるために、「フロアー」の要求に基づいて認識される信用減損の金額を算定する際の「シーリング」を設定すべきだと考えるか (例えば、企業の報告日から 3 年以内)。その場合、回答の根拠となるデータ又は理由を示していただきたい。

#### 質問 10

フロアーは通常は第 2 項(a)(i)に従って計算した金額と同額かそれ以上になると考えるか。 回答の根拠となるデータ又は理由(これに当てはまると考えられる具体的なポートフォリ オの詳細を含む)を示していただきたい。

## 割引率の使用に関する柔軟性(B8 項(a)及び B10 項)

B8 項(a)は、企業が同項に従って期間比例配分の引当金額を計算する際に、割引後の見積り と割引前の見積りのいずれかを使用することを認めている。

割引後の予想損失金額を使用する際に、B10 項では、割引率として、リスクフリー金利と 実効金利 (IAS 第 39 号における実効金利法で用いられるもの) との間 (両端を含む) のど れでも合理的な利率を使用することを企業に認めている。この柔軟性は割引計算を運用可 能にする意図によるものである。実効金利の使用を要求すると、統合実効金利アプローチ に関して IASB へのコメントで指摘されたのと同様に運用上の複雑性が生じる。(注: FASB はこの論点を審議していない。IASB のみによる決定であるが、期間比例配分アプローチの 不可欠の構成部分であるため、本共同文書でコメントを求めている。)

#### 質問 11

両審議会は、割引後の金額の使用に係る柔軟性に関するコメントを求めている。特に、次 の論点についてである。

- (a) B8 項(a)に示したアプローチを適用する際に、割引後の見積りと割引前の見積りのいずれかを使用することを認める柔軟性に同意するか。 賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 割引後の予想損失金額を使用する際に、割引率の選択に柔軟性を認めることに同意するか。 賛成又は反対の理由は何か。

## IASB と FASB が別々に開発したアプローチ

イントロダクション及び結論の根拠で述べているように、この文書で示しているモデルは IASB と FASB が提案している。両審議会は、減損会計に関する共通の解決を達成することを公約しているからである。しかし、IASB と FASB は、それぞれの異なる主目的に対応したモデルを開発してきた。これらのモデルの構成要素は共通の提案に反映されている。要約すると、各アプローチは次のとおりである。

モデル	信用損失の認識(存続期間にわた	信用損失の認識(存続期間にわた			
	り認識することが適切な場合—	り認識するのが適切でない場合			
	すなわち、「グッドブック」)	<b>―すなわち、「バッドブック」</b> )			
共通の提案	次のいずれか高い方	残りの存続期間の予想信用損失			
	(a) 残りの存続期間の予想信用	の全額			
	損失の期間比例配分額				
	(b) 予見可能な将来(最低 12 か				
	月)の予想信用損失の全額				

IASB のアプローチ	残りの存続期間の予想信用損失	残りの存続期間の予想信用損失
	の期間比例配分額	の全額
FASBのアプローチ	予見可能な将来に係る予想信用損力	失を認識(最低期間の指定なし)
	I	

IASB が償却原価で測定する金融資産のオープン・ポートフォリオについて開発していたアプローチは、コメントレターで受け取ったコメントや、専門家諮問パネル(EAP)及び他のアウトリーチ活動からの助言を考慮に入れたものであった。信用損失を存続期間にわたって考慮することが適切な金融資産(一般に「グッドブック」と呼ばれる)については、当該金融資産の残りの存続期間にわたって発生すると予想される信用損失は、期間比例配分アプローチで認識される。他のすべての金融資産については、残りの存続期間中に発生すると予想される信用損失が直ちに認識される。言い換えれば、IASBが開発していたモデルは、この文書で示しているモデルから「フロアー」金額の考慮を除いたものである。

#### 質問 12

償却原価で測定する金融資産のオープン・ポートフォリオについての IASB のアプローチを、この文書で提案している共通の提案よりも良いと考えるか。その理由又はそう考えない理由は何か。この特定の IASB のアプローチを好まない場合、IASB のアプローチの全体的な考え方(すなわち、当該資産の存続期間にわたって予想信用損失を認識する)は良いと考えるか。その理由又はそう考えない理由は何か。

FASB が開発していたアプローチは、当初の公開草案及び他のアウトリーチ活動におけるコメントに対処したものであった。開発していたモデルは、予見可能な将来の期間(12 か月という最低限を明示していない)に発生が予想される信用損失の全額を直ちに認識することを企業に要求するものであった。B11 項及び B12 項に示しているように、予見可能な将来とは、当該期間に係る事象及び状況の具体的な予測の根拠となる合理的で裏付け可能な情報が存在している将来の期間である。言い換えれば、FASB が開発しているアプローチは、この文書に含まれている「フロアー」と同様の考え方を適用したものであり、この文書の範囲内のすべての金融資産について、当初認識後の最初の報告日時点又はその後に、予見可能な将来に発生すると予想される信用損失を認識するものである。

#### 質問 13

この文書の範囲内の資産についての FASB のアプローチを、この文書で提案している共通 の提案よりも良いと考えるか。この特定の FASB のアプローチを好まない場合、FASB の アプローチの全体的な考え方(すなわち、予見可能な将来に発生すると予想されている信

## SUPPLEMENT TO EXPOSURE DRAFT JANUARY 2011

用損失を認識する)は良いと考えるか。その理由又はそう考えない理由は何か。

#### FINANCIAL INSTRUMENTS: IMPAIRMENT

本補足文書は、第1項から第4項並びに付録 A 及び付録 B で構成されている。すべての項は同等の効力を持つ。 **太字**で表示されている項は主な原則を示している。付録 A で定義された用語は、本補足文書で最初に使われる際は下線付きで表示されている。その他の用語の定義については、国際財務報告基準の用語集又は FASB 会計基準コード化体系の基本用語集に表示されている。

本補足文書への IASB のみの付録である付録 Z は、表示及び開示の要求事項を提案している。

## 共同補足文書

「金融商品:減損」

## 範囲

1 IASB については、本補足文書の提案は、オープン・ポートフォリオのベースで管理されている場合の償却原価で測定する金融資産に適用される。ただし、表面金利のない短期債務のうち、非常に短期であるため貨幣の時間価値に対する割引の影響が重要でないものを除く。FASB については、本補足文書の提案は、公正価値で測定して価値の変動を純損益に認識するものではない貸付金及び負債性金融商品のオープン・ポートフォリオに適用される。

## 金融資産のオープン・ポートフォリオ(プール)の減損

- 2 各報告日現在で、企業は次の合計となる減損引当金を認識しなければならない。
  - (a) 予想信用損失を一定期間にわたって認識することが適切な資産については、 次のうち高い方
    - (i) 予想信用損失の期間比例配分額
    - (ii) 予見可能な将来(企業の報告日から 12 か月以上でなければならない) に発生すると予想される信用損失
  - (b) 他のすべての資産については、予想信用損失の全額
- 3 予想信用損失を一定期間にわたって認識することが適切かどうかは、金融資産の回収可能性の不確実性の程度によって決まる。金融資産(又は金融資産のグループ)の回収可能性が不確実となって、当該資産又はグループに関する企業の信用リスク管理目的が、債務者から定期的な支払を受けることから、当該金融資産の全部又は一部の回収へと変化した場合には、予想信用損失を一定の期間にわたって認識することはもはや適切でない。
- 4 第 2 項で言及した予想信用損失は、各ポートフォリオ(又はポートフォリオのグループ)について、当該ポートフォリオの加重平均予想存続期間又は予見可能な将来にわたって見積られる。予想信用損失の見積りはすべて、少なくとも、企業が年次財務諸表又は中間財務諸表を作成する時(報告日)に更新しなければならない。

## 付録A

## 定義された用語

この付録は本補足文書の不可欠の一部である。

IFRS を適用する企業については、次の用語は IAS 第 32 号「金融商品:表示」の第 11 項、 IAS 第 39 号「金融商品:認識及び測定」の第 9 項又は IFRS 第 7 号「金融商品:開示」の付録 A で定義されており、本補足文書ではそれらの IFRS で特定された意味で使用されている。

- (a) 金融資産又は金融負債の償却原価
- (b) 信用リスク
- (c) 実効金利法
- (d) 金融資産

US GAAP を適用する企業については、次の用語は FASB 会計基準コード化体系の基本用語集に定義されており、本補足文書では FASB 会計基準コード化体系の基本用語集で特定された意味で使用されている。

- (a) 実効金利法
- (b) 金融資産

IFRS 又は US GAAP のいずれかを適用する企業について

#### ポートフォリオ

類似した性質を有する金融資産のグループで、報告企業が集合的な基礎の上に管理しているもの。オープン・ポートフォリオにおいては、資産は存続期間を通じて組成又は購入によりポートフォリオに追加され、負債は存続期間を通じて貸倒償却、他のポートフォリオへの振替、売却及び返済によりポートフォリオから除去される。クローズド・ポートフォリオにおいては、資産は存続期間を通じてポートフォリオに追加されることはなく、貸倒償却、他のポートフォリオへの振替、売却及び返済によりポートフォリオから除去される。

## 付録 B

## 適用指針

この付録は本補足文書の不可欠の一部である。

## 節 囲

## オープン・ポートフォリオ

B1 一部の企業は、金融資産の管理を、金融資産が性質の類似に基づいて組成の時期とは無関係にグルーピングされたポートフォリオ(オープン・ポートフォリオ)を用いて行っている。オープン・ポートフォリオにおいては、金融資産の追加は組成又は購入を通じて行われ、金融資産の除去は、他のポートフォリオへの振替、外部への売却又は移転、返済又は貸倒償却を通じて毎期行われる。ポートフォリオを定義するのに使用される性質には、資産のタイプ、業界、信用格付け、地域、担保の種類、及び他の関連する要因などがある。

## 金融資産の減損

#### 信用損失の認識の区別

- B2 第2項に従い、オープン・ポートフォリオのベースで管理されている金融資産は、減損引当金算定の目的上、2つのグループに区分される。この区分は、資産の回収可能性に関する不確実性が、賦課される金利による収益性よりも上位にあるかどうかによって決まる。一方のグループについては、残りの存続期間について発生が予想されている信用損失の期間比例配分額が認識される。ただし、予見可能な将来の期間に発生すると予想される信用損失という最低限の金額が適用される場合を除く。他方のグループについては、残りの存続期間に係る予想信用損失の全額が、減損引当金に認識される。
- B3 企業は、この 2 つのグループを内部的な信用リスク管理に基づいて区分しなければならない。一部の企業は、金融資産の回収可能性に関する不確実性の程度についての企業の評価に応じて目的の異なる金融資産について、信用リスク管理アプローチを用いている。金融資産(又は金融資産のグループ)の信用度が悪化するに従って、回収可能性の不確実性の程度が、企業の信用リスク管理目的を債務者からの定期的支払を受け取ることから金融資産の回収へと変化させるレベルに達

する。目的が金融資産の回収である場合には、当該金融資産の管理は通常もっと アクティブになる。金融資産のタイプに応じて、例としては、担保権の行使(例 えば、不動産に関する抵当権の実行、担保契約による資産の差押え)などの手段 の検討又は実行、資産の不稼働を回避又は解消するための債務再編、信用リスク に係る債務契約条項の違反次第で行使可能となるコール・オプションの行使、あ るいは、担保とされていない金融資産からのキャッシュ・フローを郵便、電話又 は他の方法で債務者に接触することにより回収しようとすることなどがある。企 業は、そうした金融資産の管理を、個々に、信用リスク管理目的が債務者からの 定期的支払を受け取ることである金融資産とは区別して、行うことが多い。

B4 金融資産の管理を、第 3 項の原則と同様の方法で回収可能性に関する不確実性に 応じて区別するアプローチを用いて行っていない企業もやはり、金融資産を第 2 項に従って減損引当金算定の目的上 2 つのグループに区分しなければならない。 例えば、企業は次のような判断基準を用いてその原則に従うかもしれない。期限 経過日数、期待収益がリスクフリー金利を下回るかどうか、あるいは経営者がど のような場合に貸付金を回収に疑問のあるものとして識別する(企業が「問題債 権」と考えることもある)か、などである。

## 損失の見積り

- B5 企業は、すべての利用可能な情報を考慮して、第2項で要求されている残りの存続期間又は予見可能な将来に係る予想信用損失の見積りを作成しなければならない。企業は、内部データ(すなわち、企業固有の情報)及び外部データを考慮しなければならない。すべての利用可能な情報には、過去の実績データ、現在の経済状況、並びに将来の事象及び経済状況についての裏付け可能な予測が含まれる。将来の状況の予想は、予想損失の見積りに使用されるにそれらのインプットを具体化するための合理的で裏付け可能な情報を基礎とすべきである。したがって、それらの予想は現在利用可能な情報と整合的なものとすべきである。
- B6 金融資産のオープン・ポートフォリオの予想存続期間に応じて、2つの損失見積りがこの文書に示した信用減損モデルを適用するために必要となることがある。期間比例配分の予想損失見積りは、金融資産のプールの残りの存続期間に係る予想損失を基礎とする。フロアーは予見可能な将来に係る予想損失を基礎とするが、金融資産のプールの残りの予想存続期間より短い期間が対象となる場合がある。
- B7 本補足文書では、金融資産のオープン・プールの予想存続期間に係る損失見積り の作成について特定のアプローチを強制していない。実務上の問題として、予想 存続期間が長い金融資産のプールについては、期間比例配分の引当金額の算定に

は、短期と中期の両方の期間及びもっと将来の期間に係る予想損失の見積りを要する。例えば、短期及び中期の期間については、企業は、予測情報などの特定のインプットに基づいて予想損失の予測を作成するかもしれない。事象及び状況の具体的な予測が作成できる期間の終了時には、企業はもっと遠い期間について長期平均損失率に戻ることができる。

## 期間比例配分の予想信用損失

- B8 企業は、期間比例配分の予想信用損失を、第2項(a)(i)に従って、次のいずれかにより算定しなければならない。
  - (a) ポートフォリオの残りの存続期間について予想される信用損失の全額に、ポートフォリオの予想存続期間に対する経過年数の比率を乗じる方法(すなわち、割引後又は割引前の見積りを用いた定額法アプローチ)
  - (b) ポートフォリオの残りの存続期間について予想される信用損失の全額を、ポートフォリオの予想存続期間に基づいて年金に変換し、これらの年金をポートフォリオの経過年数について累積する方法(これには、引当金勘定の残高に係る名目金利の発生計上が含まれる)(すなわち、年金アプローチであり、定義上、割引後の見積りを使用する)
  - 注: FASB はこの論点を審議しなかった。この論点は IASB のみが下した決定である。
- B9 期間比例配分の予想信用損失を算定する目的上、ポートフォリオの経過年数と合計予想存続期間は加重平均となる。各報告日において、それらの加重平均は更新される。ポートフォリオの経過年数は、ポートフォリオの中の金融資産を企業が当初認識してから存続していた期間に基づく。ポートフォリオの合計予想存続期間は、ポートフォリオの中の金融資産が開始から満期まで存続すると予想される期間に基づく(例えば、期限前償還、コール、延長及びそれらに類するオプション及び支払不能を考慮する)。
- B10 割引後の予想信用損失金額を使用する場合には、企業は、割引率として、リスクフリー金利と実効金利 (IAS 第 39 号における<u>実効金利法</u>で使用されるもの)の間のどれでも合理的な利率 (両端を含む)を用いることができる。(注:FASB はこの論点を審議しなかった。この論点は IASB のみが下した決定である。)

## 予見可能な将来の期間に発生すると予想される信用損失

B11 第2項(a)(ii)の目的上、企業は、将来の期間において発生すると予想される信用損

#### FINANCIAL INSTRUMENTS: IMPAIRMENT

失の最善の見積りを行う。その期間は、事象及び状況の具体的な予測が可能で、 信用損失の金額がそれらの具体的な予測に基づいて合理的に見積れる期間である。 その将来の期間を、このガイダンスの目的上、「予見可能な将来」と呼んでいる。

- B12 B5 項で述べたように、企業はすべての利用可能な情報を用いて、適宜、残りの存続期間又は予見可能な将来に係る予想信用損失の見積りを作成する。これを行う際に、企業はすべての合理的で裏付け可能な情報を用いて、将来の事象及び状況の予測を作成する。具体的な予測の作成のプロセスには、過去の事象、実績の趨勢、現在の状況、及び現在及び予想での経済的事象及び趨勢の考慮が含まれる。将来において一般的となる状況のセットを評価し予測するためである。その場合、予見可能な将来に係る信用損失の見積りは、企業が将来の事象及び状況の具体的な予測の結果として予想している損失の見積金額となる。
- B13 残りの存続期間の予想損失見積りの作成と同様に、予見可能な将来に係る予想信用損失の見積りを作成する際に、企業は通常、過去の実績データ(損失発生のパターンを含む)、並びに現在及び予想での経済的事象及び趨勢を考慮する。過去の実績データと趨勢を考慮するものの、見積りの作成は、予見可能な将来の期間において存在するであろう事象及び状況を企業が予測する能力に大きく依存する。
- B14 企業が事象及び状況の具体的な予測を作成できる期間として、予見可能な将来はかなり一定な期間であり、特定のポートフォリオについて期間ごとに大きな変化はないと見込まれる。しかし、予見可能な将来の期間は、異なる資産クラスについてはその資産クラスの性質に応じて異なる場合がある。一部の(必ずしも全部ではない)資産クラスについては、予見可能な将来の期間における予想信用損失が過去の損失発生のパターンに対応する場合もある。注目すべき点は、損失発生のパターンにではなく、予見可能な将来の期間内に発生すると予想される損失にある。
- B15 予見可能な将来の期間は、金融資産のポートフォリオの残りの平均予想存続期間と同じかそれより短い場合がある。予想存続期間が短期の金融資産のクラスについては、予見可能な将来がポートフォリオの残りの平均予想存続期間の全体を含む場合がある(経営者が事象及び状況の具体的な予測を作成できる期間が、残りの平均予想存続期間の全体に及ぶ限りにおいて)。他の資産クラスについては、予見可能な将来はポートフォリオの残りの平均予想残存期間より短いかもしれない。予見可能な将来の期間が残りの平均予想存続期間より短い場合には、予見可能な将来の期間の外の期間は考慮せずに、予見可能な将来に係る損失を算定する。
- B16 第2項(a)(ii)に従って信用損失を見積る目的上、少なくとも12か月の将来の期間

については企業が事象及び状況の具体的な予測を作成できるという推定がある。 したがって、予見可能な将来における信用損失を見積る目的上、報告日後少なく とも 12 か月の期間を使用しなければならない(ただし、資産のポートフォリオの 加重平均存続期間が 12 か月未満の場合は除く)。金融資産のポートフォリオの多 くについては、予見可能な将来の期間は、報告日から 12 か月以上の期間となる。

## 設 例

これらの設例は、本補足文書に付属しているが、その一部を構成するものではない。

## メカニズムの例

## 期間比例配分額及びフロアー金額の計算

- IE1 予想信用損失を一定期間にわたって認識するのが適切な資産について、第2項(a)では、適切な引当金額を算定するために「いずれか高い方」のテストを行うことを企業に要求している。企業は、期間比例配分額と、予見可能な将来の期間内に発生すると予想される信用損失の額(「フロアー」金額)の「いずれか高い方」を認識することとなる。
- IE2 B8 項では、第 2 項(a)(i)に従って予想信用損失の期間比例配分を算定する際に、定額アプローチと年金アプローチのいずれかを使用することを企業に認めている。
- IE3 B11 項及び B12 項で説明しているように、予見可能な将来の期間は、当該期間に わたっての事象及び状況の具体的な予測の裏付けとなる合理的で裏付け可能な情報が存在する将来の期間である。予見可能な将来の期間は、少なくとも 12 か月以上の期間でなければならない(ただし、残りの予想存続期間が 12 か月未満の場合を除く。その場合、予見可能な将来の期間は、残りの予想存続期間と等しくなる)。
- IE4 本補足文書は、予想損失の測定方法を記述していない。ポートフォリオの加重平均経過期間や加重平均存続期間の計算方法も定義していない。これらは一般的に理解されている概念だからである。
- IE5 次の各表は、企業が残りの存続期間にわたっての信用損失の期間比例配分額を計算するために、ポートフォリオの予想損失の見積りと経過期間及び存続期間の加重平均をどのように用いるかの仕組みを例示している。企業は、予見可能な将来の期間の決定及び当該期間に係る予想損失の計算も行う。

IE6 次の表は、定額アプローチによる期間比例配分額の計算の仕組みを例示するとともに、減損引当金を算定する目的での「いずれか高い方」のテストを例示している。この設例では割引前の金額を使用しているが、B8項(a)は割引後と割引前の金額のいずれかを使用することを企業に認めている。

減損引当金――定額アプローチと「いずれか高い方」のテスト									
ポート	残りの存	加重平	加重平	年額	期間比例配	予見可	FFP の予	減損引当金	
フォリ	続期間に	均経過	均存続		分額	能な将	想信用損		
オ	わたって	期間	期間		(TPA)	来の期	失		
	の予想信					間	(フロア		
	用損失					(FFP)	—)		
	A	В	С	D=A/C	E=A×(B/C)	F	G	H=E と G の大き	
					=B×D			い方	
Z	100	3年	5年	20	60	2 年	100	100 (フロアー)	
Y	100	2年	5年	20	40	2 年	70	70 (フロアー)	
X	100	2 年	5年	20	40	1年	35	40 (TPA)	
W	100	3年	5年	20	60	1年	55	60 (TPA)	
V	100	2年	10年	10	20	3年	40	40 (フロアー)	
U	100	5年	10年	10	50	3 年	35	50 (TPA)	

- IE7 上表は、金融資産の一連のポートフォリオを例示している。Aから Eの列は、予想信用損失の期間比例配分額の計算に係るものである。Fと Gの列は、フロアー金額に係るものであり、それは予見可能な将来の期間に係る予想信用損失の金額である。Hの列は、どちらの計算値の方が高いか、またそれによりどちらが個々のポートフォリオに係る引当金に設定に使用されるかを示している。
- IE8 このモデルの期間比例配分の側面は、IASBの当初の公開草案で提案していた信用調整後の実効金利(金融資産について当初に予想された信用損失を存続期間の各期に配分)の近似値を、予想信用損失の期間比例配分額を認識することによって求めようとするものである。残りの加重平均存続期間にわたっての予想信用損失(A列)は、ポートフォリオの残りの予想存続期間について企業が予想している信用損失の金額である。例えば、ポートフォリオ Y については、残りの予想存続期間は3年(ポートフォリオの加重平均経過期間と加重平均存続期間との間の差異)であり、企業はその3年の期間について100の予想信用損失を見積っている。

#### SUPPLEMENT TO EXPOSURE DRAFT JANUARY 2011

- D 列では、その残りの加重平均予想存続期間に係る予想信用損失の金額が、年額に換算されている。A 列の金額を加重平均存続期間の中の各期間に定額で配分することによってである。例えば、ポートフォリオ Y については、残りの予想存続期間に係る予想信用損失の金額 100 を、5 年の期間にわたって定額で配分して、年額の 20 が算出される。この金額を今度は、ポートフォリオの加重平均経過期間2年に基づいて、期間比例配分額に換算する。これに代えて、期間比例配分額の計算を、ポートフォリオの加重平均経過期間が加重平均存続期間に占める比率を、ポートフォリオの残りの加重平均予想存続期間に適用して行うこともできる。
- IE9 「グッドブック」に対するモデルの期間比例配分の側面の目的は、第2項で述べているように、貸付金のポートフォリオに係る予想信用損失を、一定期間にわたって認識することである。もっと具体的に言えば、その目的は、それらの予想信用損失を、金利収益が認識される期間(すなわち、ポートフォリオの存続期間)にわたって認識することである。これは、金融資産の価格設定と予想信用損失との間の結び付きを与える(BC70項で説明しているように)。オープン・ポートフォリオでは、減損費用は、当該期間の引当金勘定を通じた活動の影響(例えば、償却又は戻入れ)を考慮後に、貸倒引当金を期間比例配分額(又はフロアー)に基づいて補充することにより算定される。
- IE10 予見可能な将来の期間に係る予想信用損失(G列)は、B11項からB16項で説明している予想信用損失の見積りである。特定の状況において、予見可能な将来がポートフォリオの残りの加重平均予想存続期間の全体と等しい場合がある。例えば、ポートフォリオ Z については、予見可能な将来の期間 2 年に係る予想信用損失の見積りが 100 であり、これは、ポートフォリオに係る期間比例配分額の算定に使用されている当該ポートフォリオの残りの予想存続期間に係る信用損失の見積りと同額である。
- IE11 期間比例配分のアプローチでは、引当金残高の変動は、損失予想の変化により生じる。これは、報告日時点のポートフォリオの残高及び構成とともに、新しい貸付金がポートフォリオに追加され既存の貸付金が除去される結果としてのポートフォリオの加重平均経過期間と加重平均存続期間の変動を反映するものである。予見可能な将来のアプローチでは、引当金残高の変動は、予見可能な将来の期間に係る損失予想の変化により生じる。これは、報告日時点のポートフォリオの残高及び構成を反映するものである。
- IE12 次の表は、本補足文書の B8 項(b)で説明している年金アプローチを使用して期間 比例配分額を計算する仕組みを例示している。年金アプローチでは、企業はまず

#### FINANCIAL INSTRUMENTS: IMPAIRMENT

予想信用損失の現在価値を、割引率と予想損失の時期により算定する(B列参照)。 その金額を、現在価値年金係数表から得られる適切な年金係数(D 列参照)を用いて年金に変換する。この例では、計算の仮定として、すべての損失は加重平均存続期間の終了時に生じると予想されていて、年金係数は普通年金に基づくものとしている。

IE13 「いずれか高い方」のテストは、年金アプローチを使用する場合にもやはり必要 となるが、この表では繰り返して例示することはしていない。

減損引当金――年金アプローチ										
ポート	残りの存	予想信用	割引率	普通年金	年金	加重平	加重平	名目金	期間比例	
フォリ	続期間に	損失の現		係数		均経過	均存続	利 (IE14	配分額	
オ	わたって	在価値				期間	期間	項参照)	(TPA)	
	の予想信									
	用損失									
	A	B=A の現	С	D (C & G	E= B/D	F	G	Н	$I = (E \times F)$	
		在価値(C		を使用)					+H	
		とGを使								
		用*)								
Z	100	71.30	7%	4.1002	17.39	3年	5年	3.74	55.91	
Y	100	74.73	6%	4.2124	17.74	2年	5年	1.06	36.54	
X	100	78.35	5%	4.3295	18.10	2 年	5年	0.90	37.10	
W	100	71.30	7%	7.0236	7.24	3年	10年	1.56	23.28	
V	100	55.84	6%	7.3601	7.59	2年	10年	0.45	15.63	
U	100	61.39	5%	7.7217	7.95	5年	10年	4.15	43.90	

<sup>\*</sup> この設例では、年金計算は加重平均存続期間を使用している。すべての損失が存続期間の終了時に発生するという単純化した仮定をしているためである。

IE14 名目金利は、過年度のすべての年金と金利の額に割引率を乗じた合計額に基づいて計算される。名目金利の総額は、加重平均経過期間に基づいて適切な数の期間を合算することにより計算される。例えば、ポートフォリオ Z については、名目金利は第 1 年度から第 3 年度の金利の額の合計である。次の表は、ポートフォリオ Z について名目金利がどのように計算されるのかを示している。各年度に示されている金額は、必ずしもその年度に認識された金額ではないことに留意のこと。金額は、第 1 年度から第 3 年度の合計が上記の表と結びつくように計算できるよ

## SUPPLEMENT TO EXPOSURE DRAFT JANUARY 2011

## うに示している。

	第1年度	第2年度	第3年度	第 1-3	第4年度	第5年度	合 計
				年度			
Zに係る年金	17.39	17.39	17.39	52.17	17.39	17.39	86.95
金利 (7%)	0	1.22	2.52	3.74	3.91	5.40	13.05
				55.91			100.00

## 結論の根拠

## 補足文書「金融商品:減損」

この結論の根拠は、本補足文書に付属しているが、その一部を構成するものではない。

## イントロダクション

- BC1 この結論の根拠は、国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)が補足文書「金融商品:減損」における提案を作成した際の検討事項をまとめている。特定の見解を受け入れた理由及び棄却した理由が含まれている。議論での重点の置き方は、各審議会メンバーにより異なるものであった。
- BC2 本補足文書における提案は、信用損失に関する減損モデルに関する IASB と FASB の共同の議論の結果である。その議論は、両審議会が個々の主目的のそれぞれの一部に対処した共通の解決に至るためのものであった。本補足文書の付録は、IASB が公開草案「金融商品:償却原価及び減損」の再審議において行った追加的な決定を反映している。
- BC3 金融商品の会計処理を速やかに改善すべきだという関係者の要望、及び IASB は 2009 年末までに処置をとるべきだという G20 首脳の提言に対応して、IASB は IAS 第 39 号「金融商品:認識及び測定」の置換えをいくつかのフェーズに分けて 行っている。IASB が各フェーズを完了するごとに、IAS 第 39 号の関連部分を削除し、IFRS 第 9 号「金融商品」に新しい章を追加することになる。
- BC4 2010年10月に、IASBはIAS第39号を置き換えるプロジェクトの第1フェーズを、IFRS第9号の分類及び測定の要求事項を確定させることにより、完了した。IFRS第9号は、すべての金融商品を公正価値か償却原価のいずれかで測定することを要求している。償却原価で測定する金融資産だけが減損会計の対象となる。
- BC5 IASBは、金融資産の減損を、IAS第39号の置換えの第2フェーズとして取り組むことにした。第1フェーズによる分類及び測定の決定が、測定基礎(減損を含む)の基盤となっているからである。2009年6月にIASBのウェブサイトに掲載した情報提供の要請に続いて、IASBは、2009年11月に、当初の公開草案「金融商品:償却原価及び減損」を公表し、金融資産の減損に係る要求事項を提案するとともに、償却原価測定全体に係る要求事項も提案した。IASBの当初の公開草案は、予想損失の会計処理を基礎とした減損モデルの導入を提案していた。
- BC6 FASB は、信用減損に関する提案を、金融商品の会計処理に関する US GAAP の

#### SUPPLEMENT TO EXPOSURE DRAFT JANUARY 2011

置換えについての包括的アプローチの一環として公表した。それらの提案は、2010年5月に公表した会計基準更新書案「金融商品の会計処理並びにデリバティブ及びヘッジ活動の会計処理の改訂」(FASBED)に含められた。FASBEDの主な目的は、財務諸表利用者に、金融商品への企業の関与のより適時で内容を表す描写を提供する一方、金融商品の会計処理の複雑性を低減することである。

- BC7 FASBは、分類及び測定と減損の会計処理とは相互に関連しており、包括的アプローチによりもっと一体性のある要求事項がもたらされると考えた。FASBは、さまざまな減損モデルを検討し、予想回収キャッシュ・フローの考え方を減損モデル案の基礎として選択した。FASBは、貸付金と債券投資の両方に単一の減損モデルを適用すべきだと考えた。
- BC8 信用リスク専門家のパネルである専門家諮問パネル(EAP)が、IASB の当初の公 開草案における提案の適用の運用上の影響について IASB に助言するために設置 された。当該公開草案に寄せられたコメント及び EAP や他のアウトリーチ活動か らの情報は、公開草案の考え方に対する支持を示していたが、当初に提案された アプローチ(予想キャッシュ・フロー・モデル)を適用することの運用上の困難 を強調していた。運用上の複雑性が最も指摘されたのが、ポートフォリオの存続 期間中に金融資産の追加と除去が行われるオープン・ポートフォリオについてで ある。その結果、IASBは、減損モデルを精緻化して、もっと運用可能な方法で適 用できるようにしつつ、当初の公開草案の考え方をできるだけ維持するようにす ることを決定した。IASB はまず、最も運用上複雑なシナリオであることから、オ ープン・ポートフォリオに関する一般的に適用できるモデルの開発に重点を置き、 その後にそのモデルを他のシナリオ(クローズド・ポートフォリオや単一の金融 商品など)に適用すべきかどうかを検討することにした。FASBが EAPから公開 草案の減損ガイダンスに関して受けた意見は限定的であった。公開草案が公表さ れたのが EAP のプロセスの後半の時期だったためである。特に、EAP は予想信 用損失の金額の算定に使用する情報に焦点を当て、企業が回収できないと予想す るキャッシュ・フローを見積る際に、リスク管理の実務と整合した合理的で裏付 け可能な予想期間の仮定を織り込むことを FASB が認めるべきだと提案した。 EAP は、FASB の金利収益の認識に関するガイダンス案及び購入した信用減損し ている貸付金に関するガイダンスについての助言も提供した。
- BC9 IASB と FASB の両者とも、減損会計について共通の結果を得ることは非常に望ましいと繰り返し指摘してきた人々に同意している。その結果、過去数か月にわたり両審議会は、オープン・ポートフォリオに関する減損モデル案を開発してきた。これは両審議会の当初の目的を織り込もうとしたものである。この理由から、両

#### FINANCIAL INSTRUMENTS: IMPAIRMENT

審議会は、この提案している共通の解決についてそれぞれの関係者からの追加的 なインプットを得るために、本補足文書を公表することを決定した。

BC10 しかし、IASBの少数のメンバー及び FASBの一部のメンバーが、それぞれ、IASBと FASB が別々に開発していたモデル (BC66 項から BC86 項参照)の方をまだ 選好していることに留意することが重要である。この提案している共通の解決に対するコメントの募集とともに、両者が別々に開発していたアプローチに対する コメントも求めることにより、両審議会は、減損の会計処理について共通の高品質な解決に至るための最良の機会を得ることになると考えている。

## 範囲

- BC11 IASB においては、本補足文書の提案は、償却原価で測定する金融資産(短期の売掛金を除く)のオープン・ポートフォリオに限定されている。提案及びガイダンス案をオープン・ポートフォリオに限定した目的は、特に信用減損の会計処理に関する精緻化した提案の運用上の影響と目的適合性について意見を得ようということである。FASB においては、本補足文書の提案が適用されるのは、貸付金及び負債性金融商品のうち、公正価値で測定して価値変動を純損益に認識するものではなく、オープン・ポートフォリオのベースで管理されているものである。しかし両審議会は、この機会に、提案しているアプローチの他の種類の金融商品に対する運用上の実行可能性に関する意見も募集している。さらに、本補足文書における提案は、減損の会計処理に関する共通の解決を探求する目的で開発された減損モデルの修正後の目的を反映している。
- BC12 両審議会は、まだ当初の公開草案における提案の全部を再審議したわけではない。 まず運用上最も課題の多い領域(すなわち、オープン・ポートフォリオ)に対処 して、モデルのこの側面に関する追加的なインプットを得たいと考えたからであ る。その結果、本補足文書はオープン・ポートフォリオに係る予想信用損失の認 識の時期に焦点を当てている。両審議会がこれから議論するテーマの一覧は、本 共同文書の IN20 項及び IN21 項に記載している。
- BC13 IASBの当初の公開草案及び共同の公開草案「顧客との契約から生じる収益」へのコメント提出者の多くは、提案された予想信用損失の会計処理に反対した。その処理は、収益を当初の予想信用損失を控除した後で認識することを要求するものであった。IASBにおいては、本補足文書の提案は、「収益」の公開草案の提案が再審議されるのを待って、短期の売掛金を範囲から除外している。金融資産に係る減損の提案は、償却原価で測定する金融資産の事後測定の一環として、予想信用損失の会計処理を決定するものである。IASBは、短期の売掛金に係る償却原価

測定の出発点を、関連する収益の測定に合わせ、そこから導くべきだと考えた。 IASB の考えでは、収益の認識に当初に予想された信用損失を含めるべきかどうかは、収益の提案の議論の中で再審議すべき問題である。両審議会が収益の測定に関する結論に至った時点で、短期の売掛金の減損をどのように認識すべきかを検討する。(注: FASB はこの論点を審議していない。これは IASB のみが行った決定である。)

## 当初の減損の提案の目的

#### **IASB**

- BC14 代替的な減損アプローチを検討した後に、IASB は当初の公開草案において、予想 損失ベースの減損を償却原価測定に織り込むアプローチを提案することを決定し た。それらの提案は、金融資産に係る予想信用損失の当初の見積りを、実効金利 の算定に含めることを企業に要求するものである(統合化した実効金利)。したが って、予想信用損失の当初の見積りは、当該資産から依然として見込まれている キャッシュ・インフローに応じ、金融資産の予想存続期間にわたって配分される。 当該アプローチ案では、当初認識の直後に減損損失を認識することにはならない。 その代わり、当該アプローチ案では、減損損失(利得)は、金融資産の当初認識 後に、予想信用損失の見積りの不利な(有利な)変化によってのみ生じる。
- BC15 IASB の当初の公開草案における提案には、信用損失の見積り又はその見積りの変更の閾値としての指標やトリガー事象は含まれていない。IASB は、これは現行の要求事項よりも融資の意思決定を忠実に反映するものだと考えた。現行の要求事項では、指標又はトリガー事象を、財務報告目的上の信用損失の見積り(及び当該見積りの変更)を検討する閾値として使用している。IASB の当初の提案は、予想信用損失と金融資産の価格設定との間の関係を反映できるようにするものであった。当該アプローチによれば、金融資産の償却原価での帳簿価額は、常に、その資産の予想存続期間にわたる予想キャッシュ・フロー(予想信用損失の変動について更新後)を当初の実効金利で割り引いたものに等しくなる。
- BC16 IASB は、減損損失に関する発生損失モデルの認識の閾値を廃止すると、その減損 モデルの重要な弱点のいくつかが解消されることに留意した。IASB の当初の公開 草案の主目的は、予想信用損失と金融資産の価格設定との間の関係を反映することであったが、それらの提案は IAS 第 39 号の発生損失減損モデルよりも信用損失 の認識を早めることにもなる。当初に提案した減損アプローチも、適切な表示と 開示を加えれば、透明性を提供することとなる。それにより、財務諸表利用者が、 信用損失の当初の見積りの影響(経済的リターンに影響する)と見積りのその後

の変化の影響(金融資産の信用度の変更に関する情報を提供する)とを区別できる。さらに、認識の閾値を削除することにより、当初に提案したアプローチは、 その閾値の適用に関する問題やそれにより生じる実務の不統一を回避することに もなる。

- BC17 当初に提案したアプローチは、減損損失(利得)を、見積り変更前の金融資産の 帳簿価額と、見積りの変更を反映後の当該資産の予想キャッシュ・フローの現在 価値との間の差額として測定することになる。企業は、各測定日において、キャ ッシュ・フローの見積りを、信用リスクの影響を含めて改訂することが要求され る。見積りの変更の影響は、その変更の期間の純損益に認識することになる。
- BC18 予想信用損失の当初の見積りを実効金利の算定に含めることにより、当初に提案 したアプローチは、損失事象が発生する前の期における金利収益の系統的な過大 計上も回避し、当初測定と内部的に整合した事後測定を用いることとなる。

#### **FASB**

- BC19 FASB の当初の減損の提案は、企業が、契約金額のすべて(創出した金融資産について)の 口収は見込まれないと判断した場合に、信用減損損失を純損益に認識することを 要求するものであった。その減損モデル案の目的は、貸借対照表日(報告期間の 末日)においてその金融資産の残りの存続期間にわたって回収が見込まれないキャッシュ・フローの評価に基づく、信用減損損失の全額を認識することであった。 この目的は、現行の US GAAP の減損ガイダンスに比べて信用損失の認識を早めることとなる。FASB は、減損モデルは発生損失の考え方を基礎とすべきではなく、信用減損を認識するために信用損失の発生の可能性が高いと認められる必要はないと決定した。FASB は、蓋然性の閾値を廃止すれば、企業がキャッシュ・フローの回収可能性に関する予想に基づいて、信用減損の純損益への認識を早めることとなると考える。
- BC20 提案しているガイダンスにおいて回収が見込まれないキャッシュ・フローの金額を算定する際に、FASBは、キャッシュ・フローの回収可能性に関する企業の予想は、過去の事象及び現在の状況に関するすべての利用可能な情報を考慮するが、報告日よりも先の潜在的な将来の経済的事象は考慮しないことを決定した。FASBは、企業は金融資産の存続期間を通じてのマクロ経済要因や景気循環を、十分な信頼性をもって予想することは実行可能でないと考えた。したがって、FASBは、減損の分析において考慮する情報を、過去の事象及び現在の状況並びにその情報がキャッシュ・フローの回収可能性に与える影響に限定することを決定した。

- BC21 信用減損損失の測定に関して、FASBの当初のガイダンス案は、金融資産の信用減損の金額を見積るための適切な測定技法を企業が選択する自由を与えていた。これには、過去の実績損失率を現在の状況を反映する定性的要因について調整したものを使用して、類似の金融資産のプールに係る信用減損を測定することが含まれる。こうした技法は、債務不履行となる資産が具体的に特定できなくても、金融資産のプールに係る一定率の損失を認識することとなる。したがって、当初のガイダンス案において、FASBは、企業が資産の創出又は購入後最初の報告期間に金融資産のプールに係る信用減損を認識する可能性があることを承知していた。
- BC22 当初のガイダンス案は、企業が金融資産の減損を個別ベースで評価するという選択肢を企業に認めていた。こうした状況では、個別の金融資産が減損していることを示す過去の事象又は現在の状況がない場合(例えば、金融資産が創出された場合)には、FASB は、企業は信用減損を認識すべきでないという結論を自動的に下すべきではないと決定した。その代わりに、FASB が当初に提案していたのは、当該金融資産を他の金融資産と一緒にした評価が信用減損の存在を示しているかどうかを企業は判断すべきだということである。言い換えると、FASB は個別ベースの評価は、類似の資産のプールの一部としてのその同一の金融資産の評価が信用減損損失の認識を生じることとなるような場合には、信用減損の認識を回避すべきではないと決定した。
- BC23 FASB の当初の提案では、金融資産が減損したものと個別に識別された場合には、信用減損の金額は、当該金融資産の償却原価と、回収されると予想されるキャッシュ・フローの現在価値との差額として測定することとしていた。そのキャッシュ・フローを割り引くのに用いる金利は、金利収益の計算に用いるのと同じ金利である。さらに、FASB の当初の提案では、現行の US GAAP の貸付金の減損のガイダンスにおける実務上の簡便法を拡張して、担保に依存しているすべての金融資産(返済が主として又はほとんど担保の運用又は売却を通じて行われると予想されるもの)について担保の公正価値に基づいて減損を測定することを企業に認めることとしていた。
- BC24 減損に関する FASB の当初のガイダンス案は、創出した貸付金及び負債証券に同じモデルを適用することとしていた。FASB は、負債証券が同様のリスク特性を有している場合には、負債証券をプールの中で評価することを禁止する十分な理由はないと判断した。しかし、FASB は、負債証券は個々に評価されることとなる場合よりも独特のリスク特性を有している場合の方が多いと考えた。

#### FASB の当初の公開草案に寄せられたコメント

- BC25 多くのコメント提出者(利用者を除く)は、金融資産の存続期間にわたって発生すると予想される信用損失の総額を、「直ちに」あるいは金融資産が創出又は購入された以後最初の報告日に認識することに反対した。しかし、一部の作成者が、予想信用損失の全額を直ちに認識することを支持した一方、他の作成者は、金融資産の存続期間にわたって発生すると予想される信用損失の一部を直ちに認識することを支持した。
- BC26 FASB にコメントを寄せた利用者は、予想信用損失の即時認識をおおむね支持した。 多くの人々は、予想損失の総額の一部を、企業が次のように感じた報告日に認識 することを選好した。少なくとも予想存続期間が長期である資産クラスについて、 認識される信用減損の金額が、すべての予想損失を直ちに認識するアプローチで は過大となると感じた時である。彼らは、資産クラスごとの信用減損の測定に関するアプローチにかかわる堅牢な開示を定めて、認識された信用損失の金額の理 解可能性と信用損失に係る企業の引当の十分性を高めるようにすべきだと要請した。この最近公表したガイダンスを説明している BC86 項を参照。
- BC27 コメント提出者の大多数が、FASBの公開草案における、予想減損損失を見積る目的上、企業が将来の経済的事象及び状況を予測することを禁止するという制限を支持しなかった。利用者の過半数は、信用減損の計算へのインプットを現在の状況のみに制限すると、減損の測定の有用性を制限することになると懸念した。経営者が予想信用損失を十分に反映できなくなるからである。一部の投資家は、過去の事象と現在の状況のみを織り込むことを支持した。FASBにコメントを寄せた投資家の大半は、信用損失の総額や長期間にわたる当該信用損失の発生時期を予測することは困難(一部の人々の考えでは不可能)であることに同意した。したがって彼らは、短期(例えば、2年から3年)についてマクロ経済的な事象及び状況の予測を認めることを支持した。短い期間にわたる事象の予測の方が信頼性が高いと考えたからである。また、これらのインプット及び仮定について十分に詳細なレベルで透明な情報が得られるかどうかについても疑問を示した。
- BC28 他のコメント提出者(作成者や監査人など)は、将来事象の考慮と予測は、金融資産の存続期間全体についての予測ではなく、予測可能な期間内の期間に限定すべきだと主張した、両審議会が説明を受けた情報でも、米国の金融機関が保有している資産クラスの多くについて、損失が予想存続期間の初期に発生する傾向があることを示していた。この傾向は、減損モデルは発生が予想される損失を時間をかけて認識するのではなく現時点で反映すべきだという FASB の見解を補強するものであった。

BC29 過去数か月にわたり、FASB は IASB と共同でさまざまな疑問点を審議し、本補足文書の公表に至った。共同の再審議において、両審議会は、将来の事象及び状況の予測を、発生が見込まれる信用減損損失の見積りを作成する目的のために要求すべきだと結論を下した。さらに、FASB は、金融資産又はそれらのプールの予想信用損失の総額の即時認識は要求しないと結論を下したが、企業が予見可能な将来において発生すると予想される信用損失を認識することが望ましいと FASB は考えた。

### IASB の再審議

- BC30 IASB にコメントを寄せた利用者を含めて、コメント提出者の多くが IASB の当初 の公開草案の考え方を支持したが、コメント提出者の過半数や EAP は、提案され たアプローチでは重大な運用上の課題があり、実施するには多大なコストと準備 期間を要すると述べた。こうした運用上の課題が最も多く述べられたのは、金融 資産のオープン・ポートフォリオ (その存続期間にわたり、資産がポートフォリオに追加され、そこから除去される)に対するものであり、信用損失の配分メカニズム (すなわち、統合化した実効金利)に関するものである。特に、コメント提出者は、別個の会計処理及び信用リスクのシステムを運用する結果として、次のことに関連した強固な運用上の課題があることを強調した。
  - (a) 統合化した実効金利を正味キャッシュ・フローの見積りに適用すること
  - (b) 予想損失の当初の見積りに関する情報を維持すること
- BC31 IASB にコメントを寄せた利用者は、存続期間全体の予想信用損失に基づいて減損を認識することを支持した。これらの利用者の多くは、存続期間全体の予想信用損失の当初見積りを金融資産の存続期間にわたって認識すること(その金額全体を金融資産の当初認識の期間に認識するのではなく)を支持した。それらの利用者は、それより短い期間にわたる予想損失の見積りを行うことを支持しなかった。より短い期間は恣意的な区切りであり、企業間で整合的に適用されないと考えたからである。これらの利用者は、予想損失モデルが多くの見積りを必要とすることは承知していたが、提案された堅牢な開示要求があれば、存続期間全体の予想損失の見積りを要求することは適切だと認めた。さらに、残存存続期間予想損失アプローチで、予想損失を金融資産の存続期間にわたって認識すれば、経済的現実とともに金利収益の認識との相互関係を反映することとなると彼らは考えた。
- BC32 上述の理由により、IASBは、当初の公開草案で提案したモデルは、金融商品の価格設定に含まれている根底にある経済的実態を忠実に表現し、IFRSに従った償却

原価測定と整合すると考えた。しかし IASB は、当初に提案したアプローチに関しては、指摘された重大な運用上の課題に対処するために、オープン・ポートフォリオについて修正を要するとも考えていた。IASB は、当初の公開草案のコメント期間の終了時に、オープン・ポートフォリオに対する運用上単純な減損モデルについて再審議を開始した。これは、当初の公開草案を適用した結果の一部を最大限維持するものであった(すなわち、金融資産の価格設定と予想信用損失との間の結び付き、損失見積りの変更の影響の認識、及び金融資産の当初認識時には予想損失の見積りに係る損失を認識しないこと)。したがって、IASBの主目的は、当初の公開草案の根底にあった目的と変わっていなかった(すなわち、融資取引の根底にある経済的実態を、金融資産の価格設定と予想損失との間の結び付きを維持することによって反映することである)。本補足文書で説明している期間比例配分モデル(フロアーの導入前)は、単純化のためのみに設計されたものであり、この当初の目的を維持しつつ、オープン・ポートフォリオについて運用上の救済を設けている。提案されているモデルにフロアーの考え方が後に挿入されたのは、両審議会の共同の審議の結果としてである(BC62 項参照)。

- BC33 本補足文書において、IASB は当初の公開草案へのコメント提出者の主要な懸念の一部に対処した。IASB の決定は、公開草案に対する反応を基礎としており、特に、オープン・ポートフォリオについて指摘された主要な運用上の課題に対処するための EAP の提言に基づいている。具体的には、IASB はオープン・ポートフォリオについて次のことを決定した。
  - (a) 実効金利の計算と信用損失の考慮を「分離する」こと
  - (b) 予想損失の認識の時期を、金融資産の性質に応じて、多くの信用管理システムと整合的な方法で決定すること
  - (c) 短期の売掛金を本補足文書の範囲から除外すること (関連する収益認識の提案がまだ再審議されていないため)
  - (d) 予想信用損失の認識を、期間比例のベースで、ポートフォリオの加重平均経 過期間と加重平均存続期間を用いて行うことを定めること

### 実効金利の算定と予想信用損失の考慮を別々に行う(分離)

BC34 上述のように、IAS の当初の公開草案では、実効金利の計算を、予想信用損失を 含めたすべての予想キャッシュ・フローを考慮した後に行うことを提案していた。 当該公開草案へのコメント提出者及び EAP は、IASB に対し、このアプローチは 運用上の複雑性を持ち込むものだと述べた。会計システムが実効金利を計算して

#### SUPPLEMENT TO EXPOSURE DRAFT JANUARY 2011

いるが、予想損失の情報は信用管理システムに含まれているからという理由である。現在、それらのシステムは統合されていないため、当初に提案された統合化 アプローチは、企業が導入するのに非常にコストがかかり時間を要する。

- BC35 EAP は、ほぼ同様の結果をもっと運用上の課題の少ない方法で達成できると指摘した。実効金利を引き続き現在の IAS 第 39 号で要求している方法で計算し、予想信用損失を金融資産の存続期間にわたって配分するのには別個のアプローチを用いることによってである。これは、予想損失の当初の見積りについて配分アプローチを要求するという点では、IASB の当初の公開草案と整合的である。
- BC36 信用損失についての配分メカニズムを単純化するために、本補足文書は、オープン・ポートフォリオのベースで管理されている金融資産を、減損引当金算定の目的上、2つのグループに区分することを提案している。一方のグループについては、予想損失はポートフォリオの経過年数に応じて認識される。すなわち、期間比例配分額となる(このグループは、しばしば「グッドブック」と呼ばれる)。他方のグループについては、予想信用損失の全額が減損引当金に認識される(このグループは、しばしば「バッドブック」と呼ばれる)。留意すべきことは、「バッドブック」の中の金融資産は、必ずしも名目金額の100%が引き当てられているわけではなく、引当金はそれらの金融資産に係る予想信用損失の100%を表すものだということである。このアプローチは、EAPからの指摘にも基づいている。
- BC37 IASBは、予想損失を期間比例配分アプローチで配分することは運用上可能だと考えた。期間比例配分アプローチは、残りの予想信用損失を、そのポートフォリオの予想存続期間に対する経過期間の比率に基づいて配分する(定額アプローチを使用する場合)。これは、予想信用損失の当初の見積りの配分についての IASBの当初の提案(統合化した実効金利を通じて達成される)に近似しようとするものである。IASBは、金融資産の価格設定には予想信用損失の要素が含まれているため、(少なくとも当初には)予想信用損失を配分する何らかのメカニズムが最も適切であることに留意した。
- BC38 したがって、本補足文書は、予想信用損失が一定期間にわたって配分される金融 資産のグループ(すなわち、「グッドブック」)について、企業が金融資産のポートフォリオの残りの存続期間に係る予想信用損失を見積り、その予想信用損失の 期間比例配分額に等しい信用損失引当金を算定することを提案している。この期間比例配分額は、当該ポートフォリオの加重平均経過期間と加重平均存続期間を 基礎とする。
- BC39 IASBは、このような金融資産の存続期間にわたっての予想信用損失の認識につい

て2つの代替的アプローチを検討した。定額アプローチと年金アプローチである。

- BC40 IASBは、比較可能性を改善するために予想損失の配分について単一のアプローチを強制するのと、それらの配分アプローチの間の選択を企業に認めるのと、どちらが適切となるのかを検討した。結局、IASBは、予想損失をポートフォリオの存続期間にわたって配分するために定額アプローチと年金アプローチのいずれかを適用することを企業に認めることを決定した。IASBは、企業によってシステムや高度化のレベルが異なることに着目した。したがって、IASBは、高度なシステムを有する企業には、そのシステムを利用して当初の公開草案の結果により良く近似することを認めるのが適切と考えた。IASBは、年金アプローチの方が測定区分としての償却原価と整合的な現在価値計算であり、単純な方法よりも IASB の当初の公開草案の結果により近似することにも留意した。しかし、IASBは、システムがそれほど高度でない企業や予想損失のシナリオが単純であるものについては、より単純な解決が必要であることも認識した。
- BC41 IASB は、定額配分を適用する予想損失を割引前とすべきなのか割引後とすべきなのかも検討した。これも、高度化のレベルの相違に対応するために、IASB は割引後の金額も割引前の金額も使用できると提案している。IASB は、減損の測定をまだ再審議していないことにも留意した。したがって、信用損失の認識の時期に焦点を当てている本補足文書の目的上、IASB は、定額ベースで配分される金額を割引後の金額か割引前の金額のいずれかに限定するのは適切でないと考えた。
- BC42 IASB は、企業が予想信用損失について割引後の金額を使用する場合に、どの割引率が適切となるのかを検討した。IASB は、概念的に、資産のキャッシュ・フローの割引率はリスクフリーレートより低くできないことに留意した。IASB はさらに、当初の公開草案で使用した割引率が、償却原価に関連した計算については概念的に適切であることに留意した。IASB は、これらの2つのレート及びその間のどこかのレートでも、おおむね合理的とみなせるものと考えた。しかし、IASB は、当初の公開草案に従った実効金利を上限として明示するアプローチでは、もっと容易に入手できるレートが使用できるかどうかを確かめる目的でこのレートを算定するという、複雑性を要求する結果となることを承知していた。IASB は、この実効金利を算定するという運用上の複雑性は避けられないものであり、運用上の救済をもたらすという目的を無にするものであることに留意した。この実務上の理由により、IASB は、リスクフリーレートと IAS 第39号に従って算定した実効金利との間のいずれかのレートを割引率として使用できると提案している。
- BC43 IASB は、本補足文書で提案している分離アプローチは、IASB の当初の公開草案

における提案を適用した場合に生じる結果に単に近似するものであることにも留意した。IASBは、リスクフリーレートとIAS第39号に従って現在算定されている実効金利の間の(両端を含む)いずれかの合理的な利率を使用することを企業に認めれば、割引後の金額の使用を奨励することとなることに留意した。IASBは、現在価値測定としての償却原価の文脈においては、割引後の金額の使用は、たとえ割引率に多少の柔軟性を持たせたとしても、割引前の金額の使用よりも望ましいという結論を下した。

- BC44 IASB は金融資産の契約金利を参照金利として使用することを棄却した。IASB は、金融資産の契約金利が適切な割引率となり得るかどうかの一般的な評価は不可能であることに留意した。例えば、大幅なディスカウントで取得した金融商品や、クーポンが不均等な金融商品については、契約金利は実効金利と大きく異なる可能性がある。
- BC45 IASBは、定額アプローチは当初の公開草案の結果を正確に複製するものではないことを承知していた。IASBは、年金アプローチもIASBの当初の公開草案で使用していた実効金利を使わないと正確に同じ結果とはならないことも承知していた。しかし、IASBは、代替的方法の双方の配分の考え方は、それでも即時認識モデルよりは当初の公開草案の目的をよく反映することになるという結論を下した。

#### 信用損失の認識の区分

- BC46 IASB は、期間比例配分アプローチは当初の予想信用損失とその後の見積りの変更を同じように扱うこととなるため、当該アプローチには補完が必要であるという結論を下した。それは、回収可能性に関する不確実性により、予想信用損失を一定期間にわたって配分することがもはや適切ではない金融資産については、予想信用損失を即時認識するというアプローチによる補完である。
- BC47 オープン・ポートフォリオに関する根本的な複雑さは、当期に創出又は購入した 金融資産に関する信用損失と、過去の期間に創出又は購入された残高がある金融 資産に関する信用損失とを区別することが運用上可能ではない(少なくともコストと便益を考慮すると)ということである。したがって、当初の予想信用損失(実 効金利の計算に含まれていたもの)と予想信用損失の変動(減損損失又は利得と なるもの)とを区別するという IASB の当初の提案には、問題があり、信用管理 システムの大幅な変更が必要となったであろう。
- BC48 IASB は、どの金融資産を予想信用損失の配分メカニズムの対象とし、どの金融資産について予想信用損失を直ちに認識するのかを区分するための、「明確な境界

線」を設けるべきかどうかを検討した。

- BC49 IASBがアウトリーチ活動を通じて知ったことだが、信用リスクについて異なる管理をしている 2 つのグループ (例えば、銀行がしばしば「グッドブック」と「バッドブック」と呼んでいるもの) の間で金融資産をいつ振り替えるかに関する判断基準は、企業間で異なっており、各企業のリスク管理の実務や枠組みに左右される。IASBは、この 2 つのグループの間での金融資産の振替に関するリスク管理上の判断規準は、通常、消費者への貸付に典型的な大量少額の金融資産については、判断を要する度合いが低い(したがって客観性が高い)ことも学んだ(例えば、財限経過日数で判断される)。これに対し、大口のホールセール項目(例えば、大口の企業向けローン)については、当該金融資産をそれらのグループ間で振り替えるべきかどうかの検討に、もっと経営者の判断と主観性が伴うのが普通である。この場合、事実関係と状況はケース・バイ・ケースで評価されることが多い。したがって、IASBは、それらのグループ間での金融資産の振替について具体的な詳細の判断規準又は明確な境界線を要求することは、適切でないと結論を下した。
- BC50 その代わりに、IASB は金融資産の2つのグループを企業の内部的な信用リスク管理に基づいて区別するアプローチの方が、運用上単純で、資産の管理方法をより良く反映するという結論を下した。IASBは、内部的な信用リスク管理の方針及びその2つのグループに関する具体的な開示を提案している。
- BC51 IASB は、提案しているアプローチが利益操作の機会を作り出す可能性があることを懸念する人々がいるかもしれないことにも留意した。2つのグループの間での金融資産の振替が、予想信用損失の認識の時期に影響を与えるからである。しかし IASB は、たとえ具体的な明確な境界線(例えば、支払期限後 90 日経過)を設けたとしても、2つのグループの間での区分は重要な経営上の判断を伴うことが避けられないことに留意した。明確な境界線は設けていないが、IASB は、明確な境界線は金融資産が減損したと考えなければならない最終時点でしかなく、その評価にはやはり、当該金融資産が減損しているという早期の判断を生じる他の状況があるかどうかの検討が必要となることに留意した。
- BC52 さらに、IASB は、内部的な信用リスク管理に基づく判断規準を使用することは、IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトの他のフェーズ(すなわち、分類及び測定並びにヘッジ会計)と方向としては首尾一貫すると考えた。IFRS 第 9 号における金融資産の分類規準の 1 つは、金融資産の管理に関する企業の事業モデルを基礎としている。IASB のヘッジ会計に関する提案も、企業が自らのリスク管理をもっと密接に反映できるようにすることで財務報告を改善しようとするものである。

BC53 しかし IASB は、このような区別をする内部的な信用リスク管理のない企業のために、また、企業が区別の目的を理解できるようにするために、どのような場合が予想信用損失を一定期間にわたって配分することがもはや適切ではない場合なのかを説明する原則を示すべきだと暫定的に決定した。本補足文書は、資産の回収可能性に関する不確実性が、賦課される金利による収益性よりも重要となっている場合、例えば、経営者が貸付金を不良債権として識別している(場合によっては企業が「問題債権」とも考えている)場合には、予想信用損失を一定期間にわたって認識することはもはや適切ではないと提案している。IASBの考えでは、これは大まかに言えば、管理の重点が、賦課される金利から生じるリターンの管理から、当該金融資産の回収の管理へと移動したことを示すものである。

### 全体的なアプローチ

BC54 全体として、提案しているアプローチは、減損損失(又はその戻入れ)を、すべての金融資産(本補足文書の範囲内の)について認識された引当金額の合計額の当報告日と前報告日との間の差額として測定することとなる。ただし、当期中の引当金額の動き(例えば、貸倒償却)を考慮に入れた後である。IASBは、予想信用損失を一定期間にわたって認識する金融資産については、各報告期間末の引当金額は、当該報告期間における予想残存信用損失の期間比例配分額が基礎となることに留意した。したがって、特定の報告期間の中では、減損引当金算定の目的で区別されている2つのグループの間で金融資産の振替が行われるタイミングは、引当金額や純損益には影響を与えない。期末の引当金額と純損益への期間インパクトは、当該期間内における振替のタイミングだけで相違が生じることはない。

BC55 企業は、予想信用損失の見積りを各測定日において改訂することを要求される。

#### 共同の再審議

- BC56 上述のように、IASB と FASB は、それぞれの減損の提案において異なる目的を追求していたことにより、予想信用損失の認識について異なる提案を支持することとなり、その結果、引当金額も相違していた。金融資産の減損の会計処理について共通の解決に至ることの重要性を考えて、両審議会は共同の再審議を行った。
- BC57 両審議会は、共同の再審議を減損モデルのハイレベルの部分の再検討から始めた。 主として、認識すべき信用損失の金額及び信用損失の認識の時期を決定するため の情報セットについてである。両審議会は、各要素の異なる組合せによるさまざ まなモデルを検討した。
- BC58 IASBは、企業への運用上の救済を提供しつつ、金融資産の価格設定と基礎となる

経済活動(すなわち、融資)との間の結び付きを反映する減損モデルを引き続き 支持した。したがって、予想信用損失の認識の時期に関し、IASBは「グッドブッ ク」について信用損失を一定期間にわたり認識する方法を引き続き支持した。

- BC59 FASBは、予想信用損失を一定期間にわたってではなく報告日時点で認識する減損モデルを引き続き主張した。しかし、FASBは、投資家や EAP などから具体的な助言を受けた。それは、金融資産の残りの実質存続期間に係る予想損失を即時に認識すると、「大きすぎ、早すぎる」減損の金額を認識する可能性があるというものである。FASBは、予見可能な将来の損失の即時認識を要求するアプローチにより、現行の減損のガイダンスの問題点に十分に対処できると判断した。FASBの当初の提案にコメントを寄せた投資家の大半は、予見可能な将来に係る信用損失の全額を、見積った期間に認識することを支持した。したがって FASB は、信用損失に対する引当が、常に少なくとも信用損失の発生時に予想信用損失以上となるようにすることを目的としたアプローチを引き続き選好した。
- BC60 IASB の当初の減損の提案は、すべての予想信用損失が発生時に引き当てられていることを確保するものであったが、それらの提案に運用上の救済を与えるための修正(前のセクションで概略を示している)により、減損引当金算定の目的で区分される 2 つのグループの間で金融資産の振替を行う際に「キャッチ・アップ」効果が生じている。
- BC61 共同の再審議の間に、それぞれの審議会の一部のメンバーが、IASBの修正アプローチに基づいて予想信用損失を一定期間にわたって認識すると、事実関係のパターンによっては、ある時点で信用損失に対する引当が不十分となるおそれがあるという懸念を示した。例えば、IASBの期間比例配分方式について、損失が金融資産の存続期間の初期に発生する傾向のある資産クラスについては、引当金残高が不十分となるおそれがあるとの懸念が提起された。このため、両審議会は、さまざまな損失実績のパターンに対する引当金残高の十分性に特に重点を置いた。
- BC62 2つのモデルの間の橋渡しをするために、両審議会は、IASBが開発したモデルを修正して、予想信用損失を一定期間にわたって認識する(すなわち、期間比例配分方式で配分する)グループ(すなわち、「グッドブック」)について最低限の引当金額(「フロアー」)の導入を要求することを提案した。この修正により、減損に対する引当金の総額(両方のグループ、すなわち、「グッドブック」と「バッドブック」についての)が、常に、予見可能な将来(12 か月以上)の期間内に発生すると予想される信用損失について、少なくともその発生時に予想信用損失に等しくなっているような金額に設定されることとなる。考慮した各シナリオに基づ

#### SUPPLEMENT TO EXPOSURE DRAFT JANUARY 2011

いて、両審議会は、多くの資産クラスについては、予見可能な将来は12か月超の期間となる可能性が高いと考えた。しかし、期間比例配分額の方が高い金額である期間においては、このアプローチはやはり、金融資産の予想信用損失と価格設定との関係を「グッドブック」については考慮できることとなる。この共通の解決は両審議会の主目的を反映していたため、両審議会は、信用減損に対する当該アプローチを共同で提案する本補足文書を公表することに合意した。

- BC63 新たな共同提案においては、企業は「グッドブック」に係る期間比例配分の引当金額を各報告日時点で計算し、それを最低限の引当金額(すなわち、「フロアー」)と比較して、期間比例配分額が十分かどうかを判定することを要求されることになる。両審議会は、最低限の引当金額を、引当金額が一定期間にわたる予想信用損失と同額となるようにしたかった。引当金残高が、常に少なくとも信用損失の発生が予想される時点での信用損失と同額となることを確保するためである。
- BC64 両審議会は、最低限の引当金額が固定した期間(例えば、1年)に係る予想損失と等しくなるようにすべきか、あるいはもっと原則主義的な期間を用いるべきかを議論した。両審議会は、固定した期間は、明瞭であるとともに企業間の比較可能性を改善するという利点があり、もし1年に設定した場合には、一部の規制対象の銀行における予想損失の規制上の計算と合致するという利点もあると考えた。しかし、一部の人々は、「明確な境界線」は、企業の考えでは予見可能であるが所定の期間を超える期間における予想損失について、企業が考慮することを妨げるという懸念を示した。両審議会の考えでは、それは一部の予想信用損失の認識を遅らせることを企業に不適切に要求するものとなるおそれがある。
- BC65 結局、両審議会は、最低限の引当金額についてのフロアー金額(すなわち、「グッドブック」に係る引当の最低限の目標金額)は、予見可能な将来の期間(12 か月以上の期間とすることが要求される)内に発生すると予想される信用損失の金額を表すものとすべきだと暫定的に決定した。両審議会は、すべての企業が少なくとも 12 か月間については予想信用損失を予測できると考えたので、企業が最低限の引当金額を算定する際に少なくともその将来の期間を考慮しなければならないと要求した。しかし、企業は、もっと長い期間を「予見可能」と考えている場合には、最低引当金額を計算する目的上、12 か月超の予見可能な将来に係る損失を予測することとなる。

### コンバージェンスの議論前の主目的に基づくアプローチ

BC66 本補足文書のイントロダクションで議論しているように、IASBと FASB はそれぞれの当初の公開草案において異なる目的を有していて、それらの提案で説明され

たアプローチに反映されている。両審議会は主目的が異なっているため、再審議の間に異なるアプローチの開発を始めていた。これら 2 つのアプローチを組み合わせた提案を、意見を募集するために本補足文書で示している。両審議会は、本補足文書に示しているアプローチを提案している。それぞれの審議会の当初の目的と完全には合致していないが、両審議会が減損の会計処理について共通の解決に至ることの重要性を認識してのことである。

- BC67 本補足文書の「IASB と FASB が別々に開発したアプローチ」のセクションの中の表では、3つのアプローチを要求している。
- BC68 IASBメンバーの中の少数の人々及び一部の FASBメンバーは、本補足文書に示した共通提案よりも、それぞれが別個に開発していたモデルを依然として選好している。このセクションは、それらの審議会メンバーが選好するアプローチとそれらの見解の理由を要約している。

#### **IASB**

- BC69 IASBメンバーの中の少数の人々は、公開草案の IASBのみの再審議の間に IASB が開発した減損についてのアプローチを選好している。このアプローチは BC30 項から BC55 項に詳述されている。本質的に、このアプローチは「グッドブック」に係る存続期間中の予想信用損失の期間比例配分額を認識するものである(すなわち、「フロアー」なしの期間比例配分モデル)。このアプローチで予想信用損失を認識することが適切と考えられない金融資産については、存続期間中の予想信用損失の全額が直ちに認識される。本補足文書で提案している共通のアプローチには期間比例配分アプローチが含まれているが、IASBメンバーの中の少数の人々は、予見可能な将来の期間に係る最低限の減損金額(「フロアー」金額)を含めることを支持していない。その見解の根拠として、当該 IASBメンバーは、以下の各項の理由を挙げている。
- BC70 IASB が再審議中に開発した減損モデルを選好している IASB メンバーは、当該アプローチの方が融資取引の経済的実態を適切に反映すると考えている。金融資産の価格設定は、賦課される金利が将来の予想信用損失の当初の見積りを補償するように行われる。したがって、当該 IASB メンバーは、金融資産の価格設定と予想損失との間の結び付きを維持するという理由でこのアプローチを選好している。実際の損失は金融資産のポートフォリオの予想存続期間にわたって発生する。したがって、予想信用損失をその予想存続期間にわたって認識する方が、融資取引の経済的実態をより良く反映する。当該 IASB メンバーは、これにより財務諸表利用者にとって有用な情報がもたらされると考えている。

- BC71 IASB が再審議中に開発した減損モデルを支持している IASB メンバーは、そのモデルが IASB の当初の公開草案における結果の近似となると考えている。それは EAP の行った作業に基づいている。このアプローチは IASB の当初の公開草案で提案していたモデルの適用を単純化するために設計されたものであるが、このアプローチを選好している IASB メンバーは、多少の運用上の複雑さが残るかもしれないことを承知している。それには、オープン・ポートフォリオの経過期間や存続期間の加重平均を計算するためのシステム変更の必要性も含まれている。しかし、IASB には、こうした運用上の課題は管理可能なはずだという情報が寄せられており、その情報を検証するために関係者からの追加的な意見を求めている。
- IASB が再審議の間に開発していたアプローチでは、予想信用損失の一部(すなわ BC72ち、「グッドブック」における予想損失)が、当該ポートフォリオの加重平均経過 期間及び加重平均存続期間と当該ポートフォリオの残りの予想信用損失とに基づ いて、期間比例配分アプローチを用いて認識される。発生が予想される信用損失 の全額が純損益に即時に計上されることはない。しかし、金融資産が報告日にオ ープン・ポートフォリオに追加される場合には、残りの予想損失の一部が、報告 日現在で認識される期間比例配分額に反映されることになる。一部の人々の主張 では、損失の金額の一部が IASB のアプローチでは最初の報告期間に認識される こととなるため、企業が予想損失金額に基づいて加重平均経過期間と加重平均存 続期間を決定しない限り、IASBと FASB の開発していたモデルは両者とも、新た な貸付金がポートフォリオに入った直後に純損益への影響が生じる。したがって、 一部の人々は、結果は同様と見ることができると考えている。FASB が開発してい たモデルは、予見可能な将来において発生すると予想されるすべての信用損失を 見積りの期間に認識することを要求し、IASBのモデルでは、期間比例配分額を見 積りの期間に認識することを要求することとなるからである。
- BC73 しかし、これらの損失金額は IASB の考えでは概念上異なるものであることに留意することが重要である。期間比例配分アプローチの前提は、予見可能な将来のアプローチの前提とは異なっており、それぞれのアプローチの目的は、それらの異なる損失認識のパターンを達成するように設計されていたことを示している。期間比例配分アプローチにおいては、予想信用損失及び損失見積りの変更は、見積りの最初の期間には全額は認識されない。認識される金額は、残りの予想信用損失の一部分であり、新たな貸付金がポートフォリオに入った場合には、認識されることとなる損失の金額は、IASBの考えでは将来の予想信用損失の1日分として見られる。これに対し、FASBのアプローチは、予見可能な将来の期間に係る予想信用損失の全額を現時点で認識することを意図していた。

- BC74適切な場合には、金融資産の残りの存続期間に係る予想損失は、直ちに認識され る(すなわち、「バッドブック」において)。このアプローチを選好している IASB メンバーは、予想信用損失が一定期間にわたって認識される金融資産で、早期に 損失となるパターンのシナリオにおいては、期間比例配分アプローチは、予想信 用損失をその発生前にカバーするのに十分な引当金残高とはならない可能性があ ることを承知していた。しかし、提案されているモデルにおける予見可能な将来 のフロアーがこの問題に対処する唯一の方法だとは必ずしも考えていない。例え ば、第2項(a)(ii)で示されているフロアー金額を、早期に損失となるパターンのポ ートフォリオに対して**のみ**要求することも考えられる。これに代えて、早期に損 失となるパターンの状況に対処する別の方法として、第2項(a)(i)により算定され る金額に加えて、次の(a)が(b)を超過する金額を認識することも考えられる。(a) は、予見可能な将来の期間に係る予想信用損失、(b)は、期間比例配分アプローチ を用いて認識される予想信用損失で、現時点のポートフォリオの経過年数と予見 可能な将来の期間の両方を考慮したものである(すなわち、期間比例配分額を計 算するために、予見可能な将来の期間とポートフォリオの加重平均経過期間との 合計を用いることによって)。この方法は、引当金残高が近い将来の予想損失を考 慮することを確保しつつ、期間比例配分アプローチが常に使用されるという利点 がある。
- BC75 どのような減損アプローチでも同様であるが、IASBが開発していた提案されているアプローチにおいては、どの仮定を用いるべきかとともに、2 つの区分されたグループ(すなわち、「グッドブック」と「バッドブック」)の間でいつ資産の振替を行うべきかを決定する際に、判断が必要となる。その結果、このアプローチを選好している IASB メンバーは、類似したポートフォリオを有しているが異なる判断を行う企業間の比較可能性が欠如することを、一部の人々が懸念していることを承知している。また、判断が必要とされるため、このアプローチが利益操作の機会を作り出すと一部の人々が懸念していることも承知している。当該 IASBメンバーは、これらの懸念は、判断を要するどのような減損アプローチ(予見可能な将来において発生すると予想される損失を認識するアプローチを含めて)にも、同じように当てはまるものだと考えている。
- BC76 IASBの当初の公開草案に寄せられたコメントは、予想信用損失の計算の際に将来に着目した情報を用いることを、おおむね支持していた。さらに、多くの人々が、予想損失を金融資産の存続期間にわたって見積るべきであることに同意した。他のコメント提出者は、存続期間にわたっての見積りは信頼性がないと考え、予想損失の見積りについてもっと短い期間を提案した。IASBは、存続期間中の予想信

用損失を見積ることは、IFRS において存続期間にわたる金額の見積りを要求している他のガイダンスと同様だと考えている(例えば。予測給付債務や、非金融資産の減損の計算に関するキャッシュ・フロー予測)。さらに、IASB の考えでは、存続期間にわたる予想信用損失の見積りを行うことは、公正価値測定のガイダンスに従ってレベル 3 の見積りを行うこと(これは信頼性をもって行えると両審議会が考えている)以上に困難なわけではないはずである。最後に、IASB は、予想存続期間以外の期間から導き出される減損引当金は、会計のフレームワークと整合しないと考えている。その結果生じる情報が、目的適合性がなく、描写しようとしている経済活動の忠実な表現でもないからである。したがって、IASB は、存続期間にわたる予想信用損失の見積りへの支持を確認した。

BC77 一部の IASB メンバーは、資産の存続期間よりも短い期間について予想される損失のみに重点を置いたアプローチの方が、利益操作を受けやすいと考えている。その場合、引当金は、予想損失の金額とともに、使用する期間についての経営者の見積りに完全に左右される。これに対し、当該 IASB メンバーの考えでは、貸付金の価格設定が見積りのための参考資料を提供することを理由に、認識する損失を存続期間中の予想損失に基づくことにすれば、利益操作の余地は少なくなる。

#### **FASB**

- BC78 一部の FASB メンバーは、共同の審議の一部として FASB が議論した減損に関するアプローチを選好している。予想信用損失の認識の時期に関し、当該 FASB メンバーが選好するアプローチは、報告日現在で予見可能な将来の期間に係る予想信用損失を常に認識する減損モデルである。当該 FASB メンバーは、予見可能な将来において予想されている信用損失の即時認識を要求するアプローチは、現行の減損ガイダンスの問題点に十分に対応するものであり、そのモデルの期間比例配分の要素は追加的な便益をもたらさないと考えている。当該 FASB メンバーは、FASB はまだ金融資産を「グッドブック」と「バッドブック」のいずれに分類すべきかに関する共通アプローチの側面を十分に審議していないことに留意した。これは、別の面から見ると、信用度が個別の分析を要するレベルにまで低下した場合に、個別の金融資産について異なる減損アプローチを設けるべきかどうかということである。
- BC79 当該 FASB メンバーが留意したのは、多くの人々の考えでは、US GAAP と IFRS の両方における現行の減損モデルに関する根本的な問題点は、信用損失に係る引当金が、景気循環が下方転換して実際の損失が発生し始める前に最低水準となる傾向があるという点である(「少なすぎ、遅すぎる」)。彼らの考えでは、開発され

ていた FASB のアプローチの基本的な要素――「蓋然性」の閾値の削除及び所定の報告日現在の予見可能な将来に発生すると予想される損失の認識――が、信用損失の早期の損失認識という目的を達成し、発生が予想される信用損失に関する経営者の見積りをより正確に引当金残高に反映することになる。

- BC80 FASB が開発していたアプローチの目的は、所定の報告日現在の予見可能な将来に発生すると予想されるすべての信用損失の合計額を表すレベルの信用減損引当金を、企業が創出し維持することである。このアプローチを選好している FASB メンバーは、第 2 項(a)(ii)で提案されている 12 か月の最低限を含めない。FASB の当初の公開草案に対するコメントやアウトリーチ活動で示されたのは、通常、企業は 12 か月以上の期間にわたるマクロ経済事象及び予想される状況について、信頼性のある見積りを行うことができるということである。
- BC81 当該 FASB メンバーは、このアプローチは、企業が報告日現在の予見可能な将来の間に発生すると予想している金融資産に係る損失に関する経営者の予想について、財務諸表利用者に有用な情報を提供すると考えている。彼らは、このアプローチが、経営者が予見し得る限りの信用損失に関する一時点の予想の変動を、当初認識時又は当初認識後最初の報告日に認識することにより生じる損益を適切に反映すると考えている。それらの審議会メンバーは、融資の経済的実態が彼らの選好しているアプローチにより捕捉されると考えている。実際の減損損失は、一定期間にわたって比例的に発生するわけではなく、多くの資産クラスの予想存続期間の初期に、ばらばらの金額として発生することが多いからである。
- BC82 FASBが、アウトリーチ活動を通じて多くの関係者から聞かされたのは、報告日後 12 か月の減損損失を予測して認識することは、現状の引当金残高を大きく変えないかもしれないということであった。
- BC83 当該 FASB メンバーは、共通の提案の期間比例配分の部分が、信用減損を金利収益と合わせようとするものだということを承知している。しかし、彼らは、この合致を達成するために信用減損を一定期間にわたって認識するという目的は、オープン・プールの設定においてはきわめて困難だと考えている。また、当該 FASB メンバーの考えでは、金融資産の信用損失を当初の価格設定と結び付けるという目的は、概念的には魅力があるが、両者の間には直接の関係はないことが多い。したがって、当該 FASB メンバーは、見積信用損失の期間比例配分額の認識が実際の信用損失の認識の時期(及び引当金の再計上)とたまたま一致しない限り、純損益は一致しないと考えている。
- BC84 このアプローチを選好している FASB メンバーは、このアプローチでは新たに創

出された金融資産について「初日の損失」が生じることを一部の人々が懸念していることを理解している。当該 FASB メンバーは、オープン・ポートフォリオについてはこの主張に同意しない。オープン・ポートフォリオは流動的だからである。言い換えると、オープン・ポートフォリオにおいては、プールが清算されない限り、開始日も終了日も存在せず、清算の場合にはプールはクローズド・プールとなるが、クローズド・プールに係る減損の認識はまだ議論されていない。当該 FASB メンバーは、オープン・プールの設定においては、期間比例配分のアプローチでは、残りの存続期間の予想将来信用損失(「グッドブック」についての)の一部分を報告期間末に認識することが必要になると指摘した。このように、期間比例配分額は予見可能な将来の金額に類似している。両者とも、報告日現在で認識されているオープン・プールに係る残りの存続期間の予想信用損失の一部分を表しているからである。

- BC85 当該 FASB メンバーは、このアプローチは、銀行や他の組織が大幅なシステムや手続の変更をせずに適用することができ、関係者が適用する際に重大な運用上の課題を課すことにならないとも考えている。損失見積りの手続に関して、当該FASBメンバーは、損失が発生すると予想される期間を、長期の金融資産の予想存続期間全体の中の一部分に限定することで、見積りの信頼性が高まると考えている。彼らは、これは米国の財務諸表利用者の大半からのコメントに対応したものだと考えている。それらの利用者は、主として存続期間全体の損失の見積りの信頼性に関する懸念から、金融資産のすべてのクラスについて存続期間全体の損失を認識することに反対していた。
- BC86 このアプローチを支持している FASB メンバーは、予見可能な将来の期間が十分に具体的に定義されず、適用が主観的となる可能性があり、そのため比較可能性が低下するという一部の人々の懸念を承知している。一部の人々は、判断はどの減損手法でも必要なものではあるが、予見可能な将来の期間とは何を意味するかが明確にされないと、実務の重大な不統一が生じる可能性が高いと指摘した。また、人為的な利益の平準化も容易となり、当期の経済事象に関連性のない要因について引当金を変動させる可能性もある。これらの FASB メンバーは、結局のところ、主観性に関する懸念は長期資産に係る期間比例配分アプローチの場合の方が大きいと考えている。遠い将来の期間について損失を見積る能力について関係者が重大な懸念を示しているからである。当該 FASB メンバーは、予見可能な将来の期間を決定するという課題に関する懸念は理解しており、このアプローチの実務上の実行可能性について、「予見可能な将来」という用語に関して追加的なガイダンスや目安を設けるかどうかを含めて、コメントを受けることを予想してい

る。しかし、当該 FASB メンバーの考えでは、金融債権に係る開示に関する最近公表したガイダンスが、信用損失に係る引当金に関して行われる判断の透明性に関する懸念に対処している。当該 FASB メンバーは、さまざまなタイプの資産クラスについて用いられている仮定の追加的な開示も考慮する。それにより、見積りがどのくらい厳格に作成されたのかを利用者が評価できる。

## 補足文書

金融商品:減損 IASBのみの付録Z 表示及び開示

コメント募集期限:2011年4月1日

# 目次

	項
イントロダクション	INZ28-INZ34
コメントの募集	
IASB のみの付録 Z 「表示及び開示」	
表示	Z5-Z15
表示	$Z_5$
開示	Z6-Z15
金融商品の種類及び開示のレベル	Z6
引当金勘定	Z7-Z8
予想信用損失の見積り	Z9-Z12
信用リスク管理	Z13-Z15
付 <b>録</b>	
AZ 用語の定義	
BZ 適用指針	
設例	
結論の根拠	BCZ87-BCZ102
イントロダクション	BCZ87-BCZ89
範 囲	BCZ90-BCZ91
表示	BCZ92
開示	BCZ93-BCZ102
引当金勘定	BCZ95-BCZ99
予想信用損失の見積り	BCZ100-BCZ101

信用リスク管理と信用損失の認識の区分

BCZ102

# IASB のみの付録 Z 「表示及び開示」

## イントロダクション

## 背景及びこの付録を公表する理由

- INZ28 減損に関する別個の補足文書の中で論じられているように、IASB と FASB は、金融資産の減損の会計処理について共通の解決策を探究している。その補足文書は、両審議会が金融資産の減損の会計処理に関する共同検討を行う際に役立てることを意図して各々の別々の当初の減損の提案を受けて公表されている。その補足文書は、主としてオープン・ポートフォリオに関して予想信用損失の認識の時期を取り扱っている。この付録は、関連する表示及び開示の要求事項を提案している。これらの提案は、現時点で IASB のみにより審議されている。FASB は、補足文書の提案に関連する表示及び開示の要求事項を個別に審議する可能性がある。
- INZ29 提案されている表示及び開示の要求事項は、提案全体についての理解を高めるために、補足文書の一部として IASB により公表されている。関係者は全体的なプロジェクトのアプローチをさらに深く理解するために、補足文書のイントロダクションにある背景情報にも目を通すべきである。下記の開示要求事項は、その補足文書で提案されている減損モデルのみに関連している。別のモデルが開発される場合には、これらの開示要求事項は修正される必要があるかもしれない。
- INZ30 減損の算定に関連していなかった IASB の当初の公開草案での開示の要求事項(すなわち、ストレス・テスト、ビンテージ情報、及び金融資産の信用度)は、この文書では取り扱っていない。IASB は、当初の公開草案に対する回答ですでに寄せられている情報を踏まえて、これらの開示の提案を再審議する予定である。
- INZ31 また、この付録は、表示及び開示に必ずしも関連しない IASB のみの質問もコメント募集に含めている。この付録の追加的な質問は、オープン・ポートフォリオに関する減損についての IASB のみの審議に関連したものである。IASB は、FASBと共同で審議していないテーマを取り上げているこれらの質問に関する意見を受け取ることは重要であると考えている。
- INZ32 IASBは、補足文書に示した事項が、それぞれのデュー・プロセスの要求に従って、 再公開の必要があるかどうかを検討した。共通のモデルは期間比例配分アプロー チを織り込んだ予想損失モデルであるため、IASBは、再公開せずに要求事項を確

定することができると結論を下した。したがって、IASBは、運用上の実行可能性に関する追加的な情報から便益を得ることを主目的に、付録 Z を含めた補足文書を公表しているが、この追加的な協議はデュー・プロセスの要求により必要とされている範囲以上のものだと考えている。

### 次のステップ

- INZ33 IASB は、補足文書の減損の提案、関連するこの付録の表示及び開示の要求事項及び IASB の当初の公開草案の償却原価測定の提案の両方を結合する IFRS を、再審議が完了した後、2011 年 6 月までに公表する予定である。しかし、IASB は、IFRS をいつ強制適用とするか、又は早期適用を認めるかどうかをまだ審議していない。 IASB の当初の公開草案へのコメントに基づき、IASB はこの提案の実施には相当の準備期間が必要となるかもしれないと認識している。また、IASB は、「発効日及び移行方法」に関する意見募集に対して寄せられたコメントも考慮する。
- INZ34 この付録の提案と IASB の当初の公開草案による提案を最終確定する際に、IASB は、表示及び開示の要求事項を IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IFRS 第 7 号 「金融商品:開示」の修正として取り扱う可能性がある。

## コメントの募集

IASB は補足文書へのこの付録の中のすべての事項、特に次の各項に示した質問についてコメントを募集している。コメント提出者は、質問のすべてにコメントする必要はない。コメントは次のようなものであれば非常に有用である。

- (a) 記載された質問に回答している
- (b) そのコメントが関連する具体的な項を明記している
- (c) 明確な論拠を含んでいる
- (d) 両審議会が考慮すべき代替案を記述している

両審議会は、IAS 第39号又はIFRS 第9号における補足文書へのこの付録で扱っていない側面についてはコメントを求めていない。

コメントは2011年4月1日までに到着するように文書で提出されたい。

#### 金融資産の減損

この文書は、信用損失の見積りが実効金利を算定するために使用するキャッシュ・フロー に影響を与えないこと(すなわち、統合化しない、「分離」アプローチ)を提案している。 これに対し、IASB の当初の公開草案は、実効金利を算定するために使用するキャッシュ・フローに予想損失の当初の見積りを含める統合化したアプローチを提案していた。

#### 質問 14Z

実効金利の算定に予想信用損失を織り込んだ当初の IASB の提案とは対照的に、実効金利の算定は、予想損失についての考慮とは切り離するべきであるということに同意するか。 賛成又は反対の理由は何か。

### 範 囲 ― ローン・コミットメント及び金融保証契約

IAS 第 39 号(したがって、IFRS 第 9 号)の範囲には、純損益を通じて公正価値で会計処理されていない一部のローン・コミットメント(すなわち、市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメント)及び金融保証契約が含まれている。IAS 第 39 号の範囲に含まれていないローン・コミットメントは、IASB 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の範囲内に含まれている。しかし、ローン・コミットメントの行使により生じる貸付金は、IAS 第 39 号の要求事項の対象となる。

ローン・コミットメント及び貸付金は、その信用エクスポージャーの会計処理を IAS 第 39 号と IAS 第 37 号のいずれに従って行うのかに関係なく、同様の事業モデルと情報システムを用いて管理されていることが多い。関係者は、その種類(すなわち、貸付金なのか又はローン・コミットメントなのか)に関係なく、すべての信用エクスポージャーについて減損の要求事項を合わせるように、また、単一の基準の中に置くように IASB に要請していた。これは、(純損益を通じて公正価値で会計処理するのではない)すべてのローン・コミットメントに減損の要求事項案を適用することで達成できるであろう。

公開草案「保険契約」の中で、IASBは、すべての金融保証契約を、保険契約に関するIFRS の範囲に含めるべきか(したがって、IAS第39号及びIFRS第9号の範囲から除外すべきか)どうか質問した。IASBは、この質問に対する回答をまだ再審議しておらず、金融保証契約にどちらの要求事項が適用されるのかについて不確実性を認識している。これらの契約は現行ではIAS第39号の範囲内であるため、IASBは、現行のIAS第39号(したがってIFRS第9号も)の範囲に照らして本文書の要求事項案を検討することを、関係者に推奨する。

また、減損モデルが市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントに適用されるべきかどうかに関する意見は、金融保証契約に関する決定に対しても関連性がある。IAS第37号は、両方の種類の信用エクスポージャーに(IAS第39号からの参照によって)適

用されるからである。

#### 質問 15Z

純損益を通じて公正価値で会計処理するものでないすべてのローン・コミットメントは (IAS 第 39 号、IFRS 第 9 号又は IAS 第 37 号のいずれの範囲内であろうと)、本補足文書 で提案している減損の要求事項の対象とすべきか。 賛成又は反対の理由は何か。

#### 質問 16Z

要求事項案は、ローン・コミットメント及び金融保証契約に適用する場合に、運用可能か。 賛成又は反対の理由は何か。

## 表 示 (Z5 項)

この文書は、以下の項目を包括利益計算書で個別に表示することを提案する。

- (a) 金利収益(予想信用損失を除外した実効金利を用いて計算)
- (b) 減損損失(減損損失の戻入れを含む)

IASB の当初の公開草案の提案とは異なり、補足文書の減損アプローチ案(分離アプローチ) の結果として、金利収益は、予想信用損失の影響を除外した実効金利を用いて算定されることになる。したがって、減損は区分された項目として認識されることになる。

IASBの当初の公開草案は、実効金利を算定する際に予想信用損失の当初の見積り全体を考慮に入れることを企業に要求していた。当初の公開草案で提案された表示の要求事項は、測定アプローチ案を反映しており、金利収益、利息費用及びキャッシュ・フロー見積りの変更から生じた実績修正に影響を与える異なる要因について透明性を提供するように設計されていた。IASBの当初の公開草案で提案された減損モデルについての運用上の複雑性に関する懸念により、異なる減損モデルが提案されることとなった。しかし、これは、IASBの当初の公開草案で提案された減損モデルを適用する際に利用できる情報が、この文書で提案される減損モデルを適用する際に利用できる情報が、この文書で提案される減損モデルを適用する際には利用できないことも意味している。

### 質問 17Z

提案されている表示の要求事項に同意するか。同意しない場合、代わりにどのような表示 が良いと考えるか。その理由は何か。

## 開 示(Z6項からZ15項)

#### SUPPLEMENT TO EXPOSURE DRAFT JANUARY 2011

この文書は、以下の要求を提案している。

- (a) 信用損失を会計処理するにあたり引当金勘定を使用することを強制し、また、減損引当金を算定する目的で区別されている 2 つの金融資産のグループ (しばしば「グッドブック」と「バッドブック」と呼ばれる) について別々の調整表を開示すること、最低限の引当金の金額について情報を開示すること、及び予想信用損失の全額が認識されるグループ (すなわち、「バッドブック」) の金融資産の名目金額の調整表を開示すること
- (b) 5 年間について予想残存期間(すなわち、「グッドブック」に関連する)と比較したポートフォリオの経過年数に応じた減損引当金についての情報を開示すること。これには、金融資産の名目金額、予想信用損失の合計、信用損失引当金の金額、及び最低限の引当金の金額の影響が含まれる。
- (c) 以下を含む予想信用損失の見積りについて開示すること
  - (i) 予想信用損失を算定する際に用いたインプット及び仮定についての情報
  - (ii) 特定のポートフォリオ又は地域から生じた重要な影響についての分析
  - (iii) 予想信用損失の従前の見積りと実績を比較した情報
- (d) 以下を含む内部的な信用リスク管理に関連する開示
  - (i) 信用格付けグレードごとに区分した金融資産の名目金額、及び予想信用損失と最 低限の引当金の金額についての情報
  - (ii) 金融資産が 2 つのグループ (「グッドブック」又は「バッドブック」) のどちらに 含まれるのかを判断するために使用された要件を記述する情報
  - (iii) 企業が内部的な信用格付けグレードを使用している場合には、その情報

提案されている開示要求は、財政状態計算書及び包括利益計算書の金額が、単独では財務 諸表利用者が金融資産から生じる信用リスク・エクスポージャーを評価するのに十分では ないことを反映している。

#### 質問 18Z

- (a) 提案されている開示要求に同意するか。同意しない場合、どの開示要求に反対なのか、 その理由は何か。
- (b) 提案されている減損モデルについて他にどのような開示が良いと考えるか(提案され

ている開示への追加でも代わりのものでも良い)。その理由は何か。

BZ24 項は、金融資産が、金融資産の 2 つのグループ (「グッドブック」と「バッドブック」) 間で振り替えられる場合に、金融資産の経過年数を反映する関連した引当金の金額を、金融資産と一緒に振り替えることを提案している。 Z7 項(c) で提案している調整表は、振り替えた金額の開示を要求することになる。

### 質問 19Z

金融資産が 2 つのグループ間で振り替えられる場合に、金融資産の経過年数を反映する関連した引当金の金額を振り替えるという提案に同意するか。 賛成又は反対の理由は何か。 同意しない場合、代わりに金融資産の予想信用損失のすべてを振り替える又は全く振り替えない方が良いと考えるか。

#### SUPPLEMENT TO EXPOSURE DRAFT JANUARY 2011

補足文書への IASB のみの付録は、Z5 項から Z15 項並びに付録 AZ 及び付録 BZ で構成されている。すべての項は同等の効力を持つ。**太字**で表示されている項は主な原則を示している。付録 AZ で定義された用語は、付録 Z で最初に使われる際には下線付きで表示されている。その他の用語の定義については、国際財務報告基準の用語集に示されている。「Z」のない項の参照は、主たる補足文書の項を参照している。

この付録の提案と IASB の当初の公開草案からの提案を最終確定する際に、IASB は表示及び開示の要求事項を IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IFRS 第 7 号「金融商品:開示」の修正として取り扱う可能性がある。

## 表示及び開示

### 表示

- **Z5** 包括利益計算書には、当期についての以下の金額を表示する個別の項目を含めなければならない。
  - (a) 金利収益(予想信用損失を除外した実効金利法を用いて計算)
  - (b) 減損損失(減損損失の戻入れを含む)

### 開示

### 金融商品の種類及び開示の水準

**Z6** 本補足文書へのこの付録が<u>金融資産</u>のクラスごとに開示を要求している場合、企業は、開示される情報の性質に適切で、<u>金融商品</u>の特徴を考慮に入れている種類ごとに金融資産をグループ化しなければならない(ポートフォリオへのグループ化を含む)。企業は、財政状態計算書に表示される項目への調整ができるように、十分な情報を提供しなければならない。

#### 引当金勘定

- **Z7** <u>償却原価</u>で測定する金融資産に関して、企業は信用損失を会計処理するにあたり 引当金勘定を使用しなければならない。企業は、金融資産のクラスごとに、以下 を開示しなければならない。
  - (a) 第2項(a)及び(b)に従って算定された引当金の当期における変動の個別の調整表
  - (b) 第 2 項(a)(ii)に従って算定された金額が、第 2 項(a)(i)に従って算定された金額よりも高い場合には、これらの金額の差額
  - (c) 減損引当金を第2項(b)に従って算定している金融資産の名目金額の調整表。 その調整表には、減損引当金をもはや第2項(b)に従って算定していないが代 わりに第2項(a)に従って算定しており、その変更が契約条件の変更の結果に よるものである金融資産の名目金額の開示を含めなければならない。
- Z8 減損引当金を第2項(a)に従って算定している金融資産に関して、企業は当期及び 以前の4年間について表形式で以下を開示しなければならない。

- (a) 金融資産の名目金額の合計
- (b) 予想信用損失の金額の合計
- (c) 減損引当金の金額
- (d) 該当がある場合、Z7項(b)項に従って算定された金額

### 予想信用損失の見積り

- **Z9** 企業は減損引当金を算定するために必要となる、見積り及び見積りの変更について説明した情報を開示しなければならない。
- Z10 企業は、予想信用損失全体の金額及び予見可能な将来の期間(少なくとも12か月でなければならない)に発生すると予想される信用損失の金額を算定する際に使用されたインプット及び仮定を説明しなければならない。これには、予見可能な将来の期間として用いている期間、及びその算定方法が含まれる(第2項(a)(ii)参照)。この目的上、企業は、両方の金額について別々に、以下を開示しなければならない。
  - (a) インプットの根拠 (例えば、内部の実績情報又は格付けレポート) 及び見積 手法
  - (b) 見積りの変更及びその変更の原因の説明
  - (c) 見積手法の変更があった場合には、その変更及び変更の理由
- **Z11** 企業は、特定のポートフォリオ又は地域から生じた減損損失に与える重要なプラス 又はマイナスの影響の定量的及び定性的分析を開示しなければならない。
- **Z12** 企業は、予想信用損失の従前の見積りと実績とをどのように比較しているのかについての情報を開示しなければならない。
  - (a) 企業がバック・テストを行っている場合には、実績と予想信用損失の従前の 見積りとを比較した定量的分析を開示しなければならない。分析は、財務諸 表利用者が実績と従前の見積りとの間の差異を理解できるようにしなければ ならない。この目的上、ある状況(例えば、住宅価格の動向が予想よりも悪 かったために、不動産担保ローンについて実績が従前の予想よりも高い場合) には、定性的な説明が必要となる可能性がある。
  - (b) 企業がバック・テストを行っていない場合には、財務諸表利用者が実績と従 前の見積りとの間の差異を理解できるように、実績と予想信用損失の従前の

見積りとを比較した定性的分析を開示しなければならない(例えば、住宅価格の動向が予想よりも悪かったために、不動産担保ローンについて信用損失が従前の予想よりも深刻である場合)。

### 信用リスク管理

- **Z13** 企業は、金融資産が管理されている方法と予想信用損失が見積られている方法との間の関係について財務諸表利用者がよりよい理解を得られるように、企業の内部的な信用リスク管理手続について情報を開示しなければならない。
- **Z14** 企業は、信用リスクの格付けグレードごとに以下を開示しなければならない。
  - (a) 各グレードの金融資産の名目金額
  - (b) 以下を含むその他の情報
    - (i) 各グレードについて予想信用損失の全体の金額
    - (ii) 各グレードについて予見可能な将来の期間(企業の報告日から12か月以上とする必要がある)に発生すると予想される信用損失の金額(第2項(a)(ii)参照)

この開示のために使用する信用リスク格付けグレードの数は、企業の財務諸表利用者が評価するのに十分でなければならない。グレードの数は、企業が内部的な信用リスク管理目的で使用している数を超えてはならない。しかし、最小限でもグレードは、減損引当金が第2項(a)及び(b)に従って算定されている金融資産の間の区分ができるようでなければならない。予想信用損失についての情報には、例えば、デフォルトを考慮した損失(デフォルトを受けて減損することが予想される金額)、デフォルト時のエクスポージャー、及びデフォルトの可能性についての情報を含めることができる。

- Z15 また、企業は、以下を開示しなければならない。
  - (a) 減損引当金を第2項(a)及び(b)に従って算定している金融資産の間の区別をするにあたり、金融資産をどのように管理しているのかを判定するために用いている規準(企業が第2項(a)又は第2項(b)を適用するかどうかを判断する規準を含む)を記述する定性的分析
  - (b) 企業が内部的な信用格付けグレードを使用している場合には、その格付けグレードについての情報。例えば、企業は以下の情報を提供することによりその要求を満たすことができる。

#### SUPPLEMENT TO EXPOSURE DRAFT JANUARY 2011

- (i) 外部の格付けが利用可能である場合には、その格付けとの比較
- (ii) 使用されている信用格付けグレードの説明
- (iii) 企業が<u>監視リスト</u>を使用している場合には、その記述及び金融資産を監視リストに含めるのか又はもはや含めないのかの要件
- (c) 減損引当金が第2項(a)又は(b)に従って算定されている金融資産について、内部的な信用格付けがどのように付与されているのか
- (d) 該当がある場合、企業が第2項(a)又は第2項(b)のいずれを適用するのかを判定する規準に、監視リストがどのように関連しているのか

## 付録 AZ

## 定義された用語

この付録は付録 Z の不可欠の一部である。

次の用語は IAS 第 32 号「金融商品:表示」の第 11 項、IAS 第 39 号「金融商品:認識及 び測定」の第 9 項又は IFRS 第 7 号「金融商品:開示」の付録 A で定義されており、補足 文書へのこの付録では IAS 第 32 号、IAS 第 39 号又は IFRS 第 7 号で特定された意味で使用されている。

- (a) 金融資産又は金融負債の償却原価
- (b) 信用リスク
- (c) 実効金利法
- (d) 金融資産
- (e) 金融商品

### 監視リスト

金融資産の回収可能性についての不確実性が、企業が資産をより入念に監視することが必要と考える程度にまで増大しているという情報が示されている金融資産又は債務者で構成されるリスト。

## 付録 BZ

## 適用指針

この付録は、付録2の不可欠の一部分である。

## 表示及び開示

## 開示

BZ17 本補足文書へのこの付録で要求される開示は、財務諸表で開示されるか又は財務 諸表と同じ条件でかつ同時に財務諸表利用者が利用できる他の計算書を財務諸表 から相互参照することにより組み込まなければならない。その情報が相互参照に よって組み込まれていない場合には、財務諸表は不完全となる。

### 金融商品の種類及び開示の水準

- BZ18 Z6 項は、開示される情報の性質に適合し、金融商品の特徴を考慮に入れたクラス ごとに金融資産をグループ化することを企業に対して要求している。これらのク ラスは、企業によって決定されるものであり、したがって、金融資産の測定区分 (金融商品の測定方法と公正価値の変動を認識する場所を決定する)とは異なる。
- BZ19 企業は、状況に合わせて、補足文書へのこの付録の要求事項を満たすためにどの程度詳細な情報を提供するのか、要求事項の異なる側面にどの程度重点を置くのか、全体像を示すために異なる特徴を持つ情報を混合することなくどのように情報を集約するのか、及び財務諸表利用者が開示される定性的情報を評価するために追加的な情報を必要とするのかを判断する。財務諸表利用者に役立たない必要以上の詳細が記載された財務諸表と、情報を集約しすぎたことにより重要な情報が曖昧になってしまうことの間でバランスを取ることが必要である。しかし、企業が集約又は分解の水準を判断する際には、IFRS 第7号の他の開示要求のために使用している集約又は分解のレベルを検討しなければならない。例えば、重要ではない膨大な詳細の中に重要な情報を含めることによって、当該情報を曖昧にしてはならない。同様に、情報をあまりに集約して、個別の取引又は関連するリスクの間の重要な差異が曖昧になるような開示をしてはならない。
- BZ20 金融機関についての例として、金融資産を以下の特徴に基づくクラスにグループ 分けすることが考えられる。

- (a) 政府及び中央銀行(AA 格付け(又は同等)及びそれ以上の格付けの国と A 格付け(又は同等)及びそれ以下の格付けの国にさらに分解する)
- (b) 金融機関
- (c) 法人
- (d) リテール (不動産担保により保証されるもの、適格リボルビング型リテール、 中小規模企業に対するリテール・ローン及びその他にさらに分解する)
- (e) 証券化金融資産
- (f) 低格付け
- BZ21 非金融機関についての例として、金融資産を以下の特徴に基づくクラスにグループ分けすることが考えられる。
  - (a) 担保付きホールセール
  - (b) 担保のないホールセール
  - (c) 担保付きリテール
  - (d) 担保のないリテール
  - (e) クレジットカード事業

## 引当金勘定

BZ22 Z7 項(a)から(c)の開示要求事項を資産のクラスごとに表形式で表示しなければならない。

信用損失が存続	期間に	信用損失の	全額が				信用損失の	全額が
わたって認識される金		認識される金融資					認識される	金融資
融資産に対する引当金		産に対する引当金				損益の合	合 産の名目金額	
(第 2 項(b))		(第 2 項(b))		引当金勘定の合計		計	(第 2 項(b))	
[列 A]		[列 B]		[列 C]		[列 D]	[列 E]	
期首残高	XX	期首残高	XX	期首残高	XX		期首残高	XX
							加算:	
							購入	XX
		加算:					加算:	
減算:		列Aから					列Aから	
列Bへの振替	(XX)	振替	XX				振替	XX
		減算:					減算:	
加算:		列Aへの					列 A への	
列Bから振替	XX	振替	(XX)				振替	(XX)
減算:				減算:			減算:	
貸倒償却	(XX)		(XX)	貸倒償却	(XX)		貸倒償却	(XX)
減算:		減算:		減算:				
戻入れ	(XX)	戻入れ	(XX)	戻入れ	(XX)			
減算:		減算:		減算:			減算:	
売却	(XX)	売却	(XX)	売却	(XX)		売却	(XX)
		加算:		繰入/取崩し及				
		追加の信		び追加の信用				
繰入/取崩し	XX	用損失	XX	損失	YY	(YY)**		
最低限の引当				最低限の引当				
金額のための				金額のための				
追加的引当金				追加的引当金				
(第 2 項(a)(ii)				(第 2 項(a)(ii)				
参照(該当があ				参照(該当があ				
る場合))	XX			る場合))	ZZ	(ZZ)*		
期末残高	XX	期末残高	XX	期末残高	XX	(YZ)**	期末残高	XX

- \* 金額は列A及びBの対応する金額の合計を表す
- \*\* 金額は列 D の金額の合計を表す
- BZ23 企業は、引当金勘定の変動の調整表にすべての償却額を含めなければならない(すなわち、引当金勘定の繰入及び引当金勘定の取崩しの両方を含む総額ベースで)。 これは、金融資産が減損し、同じ期に償却される場合であっても適用される。したがって、引当金勘定を使わずに、金融資産の契約金額をそのまま直接減額することは禁止される。
- BZ24 第 2 項に従って減損引当金を算定する目的上で区分される 2 つのグループの間で金融資産を振り替える場合には、2 つのグループに係る減損引当金の間で振り替える金額は、第 2 項(a)(i)に従って算定しなければならない。
- BZ25 直ちに予想損失を認識することがもはや適切でなくなったために、第2項に従って減損引当金を算定する目的上で区分される2つのグループの間で金融資産を振り替える場合に、契約条件がその振替に関連して変更されるときには、企業は、振り替えた金融資産の名目金額をZ7項(c)の調整表の一部として開示しなければならない。契約条件の変更が資産を振り替える原因である場合には、振替に関連している。しかし、振替が複数の要因(例えば、債務者が営業を行っているセクターの経済見通しの改善、債務者による資本の調達、他の債権者による債務者の債務の再構築又は他の当事者による買収)があるために、契約条件の変更が原因であるかが明らかでないこともある。このような状況では、変更は振替に関連していると考えられる。反対に、例えば、金融資産が高い信用グレードを有していた間に振替が行われた数年前に金融資産の契約条件が変更された場合には、契約条件の変更は資産の振替に関連していないことになる。したがって、企業は契約締結日から行われたすべての契約条件の変更を追跡し評価する必要はない。

## 付録Ζに対する設例

この結論の根拠は付録2に付属しているが、その一部を構成するものではない。

## 方法の例示

## 「グッドブック」と「バッドブック」との間の振替

- IEZ15 本補足文書は、金融資産の回収可能性の不確実性の程度についての企業の評価によって金融資産を 2 つのグループ (「グッドブック」と「バッドブック」) に区分することを企業に要求する。各報告期間に、企業は、「グッドブック」の金融資産について予想平均残存期間及び予見可能な将来の期間について予想信用損失を見積り、ポートフォリオの加重平均経過期間及び加重平均存続期間に基づいて認識される必要がある期間比例配分された引当金残高を算定しなければならない。「バッドブック」については、予想信用損失全体の金額が認識される。本補足文書への付録 Z の BZ24 項は、2 つのグループ間で振り替える減損引当金を本補足文書の第 2 項(a)(i)に従って算定することを要求している(すなわち、期間比例配分額)。
- IEZ16 したがって、企業は、「バッドブック」へ振り替える金融資産又は資産グループに 関する引当金について期間比例配分された金額を算定する。振り替えた金融資産 の加重平均経過期間及び加重平均存続期間は、期間比例配分額の算定に使用すべ きである。しかし、振り替えた金融資産の経過期間及び残存期間は、ポートフォ リオの加重平均経過期間及び加重平均存続期間と等しくならない場合がある。
- IEZ17 引当金額が期間比例配分(金融資産又は金融資産グループの加重平均経過期間及び加重平均存続期間に基づいて)される金融資産又は金融資産のグループを「グッドブック」と「バッドブック」の間で振り替えた後に、予想信用損失の金額を、「グッドブック」と「バッドブック」の両方について改めて見積る。これらの見積りに基づいて、引当金の金額が調整される(第2項(a)に示している「いずれか高い方の」テストを用いる)。
- IEZ18 次の表は、「グッドブック」から「バッドブック」に期間比例配分額を振り替える 方法を例示している。同様の考え方は、「バッドブック」から「グッドブック」に 振り替える際に使用される。

減損引当金-「バッドブック」への振替							
	「バッドブ	振り替えた金	振り替えた	振り替えた		「バッドブッ	
	ック」へ振り	額の予想残存	金額の加重	金額の加重	「グッドブッ	ク」のために必	
ポートフォ	替える名目	期間にわたる	平均経過期	平均存続期	ク」から振り替	要とされる追	
リオ	金額	予想損失	間	間	える引当金	加的引当金	
	A	В	С	D	E = B x C / D	F = B - E	
T	300	50	4年	5年	40	10	
S	200	40	2年	5年	16	24	
R	250	50	2.5 年	5年	25	25	
Q	400	75	3.5 年	5年	52.5	22.5	
P	150	100	1.5 年	10年	15	85	
О	500	80	4年	10年	32	48	

## 補足文書「金融商品:減損」への付録 Z に関する結論の根拠

この結論の根拠は付録Zに付属しているが、その一部を構成するものではない。

## イントロダクション

BCZ87 この結論の根拠は、補足文書「金融商品:減損」への付録における提案を作成した際の国際会計基準審議会(IASB)の検討事項をまとめている。この結論の根拠には、特定の見解を受け入れたり、棄却したりした理由も含まれている。議論での重点の置き方は、IASBメンバーにより異なるものであった。

BCZ88 減損に関する別個の補足文書の中で論じられているように、IASBと米国財務会計 基準審議会 (FASB) は、金融資産の減損の会計処理について共通の解決策を探究 している。その補足文書は、両審議会が金融資産の減損の会計処理に関する共同 検討を行う際に役立てることを意図して各々の別々の当初の減損の提案を受けて 公表されている。その補足文書は、主としてオープン・ポートフォリオに関して 予想信用損失の認識の時期を取り扱っている。その補足文書へのこの付録は、関 連する表示及び開示の要求事項を提案している。現時点で、これらの表示及び開 示の提案は、IASBのみにより審議されている。FASBは、補足文書の提案に関連 する表示及び開示の要求事項を個別に審議する可能性がある。

BCZ89 提案されている表示及び開示の要求事項は、提案全体についての理解を高めるために、補足文書の一部として IASB により公表されている。関係者は全体的なプロジェクトのアプローチをさらに深く理解するために、補足文書のイントロダクションにある背景情報にも目を通すべきである。

## 範囲

BCZ90 IASB のみのコメント募集では、本提案を純損益を通じて公正価値で会計処理していないローン・コミットメントにも適用すべきかどうかを質問している。多くのローン・コミットメントは IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号の範囲外であるが、IASBは、貸付金の減損の会計処理(貸出実行の前と後の両方)に対して一つの基準を適用すべきかどうかに関する意見を聞きたいと考えている。これが適切となる可能性があるのは、その信用エクスポージャーの会計処理が IAS 第 39 号に従っているのか IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従っているのかに関係なく、企業は同じ事業モデルと会計システムを用いて、実行済貸付金と未実行貸付

金の両方を管理していることが多いからである。

BCZ91 公開草案「保険契約」の中で、IASBは、すべての金融保証契約を、保険契約に関する IFRS の範囲に含めるべき(したがって、IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号の範囲から除外する)かどうかを質問した。IASBは、この質問に対する回答をまだ再審議しておらず、金融保証契約にどちらの要求事項が適用されるのかについての不確実性を認識している。しかし、IASBは、この文書で提案している減損モデルが金融保証契約について運用可能かどうかについて意見募集で質問すべきだと決定した。この質問に対する回答は、その減損モデルを適用することが金融保証契約を会計処理する方法について他の提案の代替案となる可能性があるかどうかについて IASB に情報を提供するであろう。また、IASBは、減損モデルを、市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントに適用すべきかどうかに関する意見を求めるためにこの文書を使用すること、及び IAS 第 37 号を双方の種類の信用エクスポージャーに(IAS 第 39 号からの参照によって)適用することも決定した。したがって、IASBは、提案は金融保証契約に関する決定にも当てはまる可能性があると考えた。

## 表示

BCZ92 IASB の当初の公開草案の開示の要求事項は、予想信用損失の影響を含める前の金利収益、金融商品の予想存続期間にわたり当初の見積りを配分する影響、及び正味(信用損失調整後)の経済的リターンについて情報を提供していた。さらに、予想信用損失の見積りの変更の影響(改善と悪化の両方)が個別の項目として表示されることが要求されていた。信用損失の当初の見積りとその見積りの変更とを区別しない簡素化したアプローチを使用している場合には、当初の信用損失の見積りの配分する影響及びその見積りの変更の影響を別々に表示することはもはや可能ではなくなる。その結果として、IASBは、包括利益計算書で金利収益と減損損失(戻入れを含む)の2つの別個の項目を要求することを決定した。

## 開示

BCZ93 付録 Z は、包括利益計算書で表示される金額、予想信用損失を算定する際に用いたインプット及び仮定、企業の内部的な信用リスク管理についての情報、及び減損引当金を算定する目的で区分される 2 つの金融資産のグループ (しばしば「グッドブック」と「バッドブック」と呼ばれる) がどのように管理されているのかについて開示を要求することを提案している。

BCZ94 IASB は、財政状態計算書及び包括利益計算書の金額は、それだけでは、金融商品の信用リスクが企業の財政状態と業績に与える影響を財務諸表利用者が評価するのに十分ではないことに留意した。当初の公開草案は、減損モデルに関係なく関連性のある金融資産の信用度についての開示(非稼働資産についての開示など)を提案していた。この文書では具体的にこれらの開示を取り扱っていない。それれは、本文書のコメント募集中に再審議される予定だからである。

### 引当金勘定

- BCZ95 IASBの当初の公開草案と首尾一貫して、この文書は引当金勘定を使用することを 強制することを提案している。これは、引当金勘定を使わずに金融資産の契約金 額をそのまま直接減額すると有用な情報を隠すことになるという財務諸表利用者 からのフィードバックに対応している。
- BCZ96 IASB は、その勘定の変動について透明性を提供するために減損引当金を算定する目的上で区分される 2 つのグループについて区分した引当金勘定の変動の調整表を提案することを決定した。さらに、IASB は、すべての予想信用損失が直ちに認識されるグループ(すなわち、「バッドブック」)は、信用損失のリスクがより高いために信用リスクはより厳しく管理され監視されているので、その構成、及びそのインフローとアウトフローについてより詳細な情報を要求することは有用となるであろうと判断した。
- BCZ97 IASB は、減損引当金を算出する目的で区分される2つのグループ(すなわち、一部の機関がしばしば「グッドブック」と「バッドブック」と呼んでいるもの)の間で金融資産と一緒に振り替えられる金額をどのように算定すべきかについての代替案を検討した。IASB は、企業が2つのグループ間で金融資産を振り替える際にその資産と一緒に振り替えることとなる信用損失に係る引当金の金額は、引当金額の全額やゼロではなく、資産の経過年数(すなわち、期間比例配分額)を反映すべきであると結論を下した。IASBは、3つのアプローチが純損益及び2つのグループに係る引当金の金額に与える影響はすべて同じ結果となることに留意した。しかし、IASB は、金融資産の経過年数に関連する金額を表示することは、引当金勘定の調整表の中で有用な情報を提供するとともに2つのグループ間での振替の測定における比較可能性を高めることとなると考えた。
- BCZ98 また、IASBは、過去5年間について、期間比例配分された予想信用損失を用いて 予想信用損失が配分されているグループ(すなわち、「グッドブック」)について 表形式での開示も提案している。その開示は、信用損失が予想される存続期間の 見積り(各報告日に更新される)、名目金額の残高、期間比例配分された引当金額

及び最低限の引当金額に達するために認識される何らかの追加的な減損損失(該 当がある場合)から構成されることになる。

BCZ99 IASB は、この過去の実績の時系列の開示は、信用損失が予想される存続期間、ポートフォリオの成長又は低下、及び引当金残高の間の動向及び関係について情報を提供することとなると考えている。IASB の考えでは、信用損失が予想される存続期間と一緒に期間比例配分された引当金額を開示することで、ポートフォリオのおおよその満期を財務諸表利用者に対して示すこととなる。

### 予想信用損失の見積り

- BCZ100 IASB は、予想信用損失の見積りには相当の判断が要求されることに留意した。したがって、IASB の当初の公開草案の開示案と同様に、IASB は、透明性を高めるために、見積りの変更と見積り手法を含めたインプット及び仮定についての開示を提案することを決定した。
- BCZ101 また、IASB は、財務報告の他の領域(保険契約)において、引当金の変動と実績とを比較した開示が使用されていることにも留意した。見積りについての開示を拡充するために、本文書は、予想信用損失と信用損失の実績とを比較した開示を提案している。一部の企業は、この種のテスト(「バック・テスト」と呼ばれる)をすでに実施している。IASB は、企業がこの種のテストをすでに実施している場合にのみ、定量的な分析と開示を要求することを提案している。IASB は、すべての企業にすべての種類の金融資産についてこの種のテストを実施することを要求することは過剰な負担となる可能性があると決定を下した。

### 信用リスク管理及び信用損失認識の区分

BCZ102 本補足文書は、予想信用損失を期間にわたって配分すべきか又は直ちに認識すべきかを決定するために、企業の内部的な信用リスク管理を用いることを提案している。したがって、財務諸表利用者に役立つように、IASBは、企業の内部的なリスク管理についてさまざまな開示を提案している。